

平成 1 8 年 3 月  
勝浦市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 8 年 3 月 6 日

○出席議員 20人

|                |                |                |
|----------------|----------------|----------------|
| 1 番 土 屋 元 君    | 2 番 佐 藤 啓 史 君  | 3 番 平 岡 誠一郎 君  |
| 4 番 渡 辺 伊三郎 君  | 5 番 松 崎 栄 二 君  | 7 番 末 吉 定 夫 君  |
| 8 番 黒 川 民 雄 君  | 9 番 渡 辺 玄 正 君  | 10 番 寺 尾 重 雄 君 |
| 11 番 高 橋 秀 男 君 | 12 番 板 橋 甫 君   | 13 番 丸 昭 君     |
| 14 番 八 代 一 雄 君 | 15 番 児 安 利 之 君 | 16 番 渡 辺 利 夫 君 |
| 17 番 佐 藤 浩 寿 君 | 18 番 滝 口 敏 夫 君 | 19 番 伊 丹 富 夫 君 |
| 20 番 水 野 正 美 君 | 21 番 岩 瀬 義 信 君 |                |

○欠席議員 2人

6 番 刈 込 欣 一 君      22 番 深 井 義 典 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 市 長 藤 平 輝 夫 君         | 助 役 杉 本 栄 君           |
| 収 入 役 江 沢 始 一 君       | 教 育 長 松 本 昭 男 君       |
| 総 務 課 長 西 川 幸 男 君     | 企 画 課 長 藤 江 信 義 君     |
| 財 政 課 長 植 村 章 君       | 課 税 課 長 乾 康 信 君       |
| 収 納 課 長 滝 本 幸 三 君     | 市 民 課 長 関 重 夫 君       |
| 介 護 健 康 課 長 関 修 君     | 環 境 防 災 課 長 田 原 彰 君   |
| 清掃センター所長 酒 井 正 広 君    | 都 市 建 設 課 長 三 上 鉄 夫 君 |
| 農 林 水 産 課 長 岩 瀬 章 君   | 観 光 商 工 課 守 沢 孝 彦 君   |
| 福 祉 事 務 所 長 小 柴 章 夫 君 | 水 道 課 長 藤 平 光 雄 君     |
| 会 計 課 長 岩 瀬 武 君       | 教 育 課 長 押 垂 義 郎 君     |
| 社 会 教 育 課 長 佐 藤 光 男 君 | 学 校 給 食 共 同 中 村 一 夫 君 |
|                       | 調 理 場 所 長             |
| 農 業 委 員 会 酒 井 明 君     | 勝浦診療所事務長 黒 川 義 治 君    |
| 事 務 局 長               |                       |

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君      議 事 係 長 渡 辺 秀 行 君

○

議 事 日 程

議事日程第 3 号

## 第1 一般質問

○

### 開 議

平成18年3月6日（月） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は20人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

○

### 一 般 質 問

○議長（水野正美君）日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、滝口敏夫議員の登壇を許します。滝口敏夫議員。

（18番 滝口敏夫君登壇）

○18番（滝口敏夫君）初めに、行政改革についてお伺いいたします。

私は、昨年6月の議会で、総務省が平成17年3月29日、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を地方自治体に通知されたことを踏まえ、本市における新たな行政改革大綱を策定し、その行政改革大綱に基づき、具体的な数値目標を設定した集中改革プランの策定と公表に向けての取り組みを強く促したところであります。

若干その取り組みの作業はおくれましたが、昨年12月、市は集中改革プランを盛り込んだ勝浦市行政改革大綱2005を策定し、平成18年度から平成22年度までの5カ年間に実施する計画を明らかにされました。

そこで、まずお伺いすることは、事務事業の再編・整理、廃止・統合を初め、民間委託の推進、定員管理の適正化、手当の総点検を初めとする給与の適正化及び経費節減等の財政効果等の集中改革プランを推進し、行政のむだの排除とスリム化を図り、さらに一層の行政改革を推進する市長の危機意識と改革意欲について承りたいと思います。

また、事務事業の見直し、民間委託の推進等について、4点ほど端的にお尋ねいたします。

第1点は、公用自動車の効率的な運用についてであります。市は、新年度からスタートする統合上野小学校に設置するスクールバスの購入に当たり、平成12年車で、走行距離約34万キロ、えっと思わず声が出る中古車を購入し、公用自動車の効率的な運用を図る上での一石を投げられました。若い小学生を乗せるスクールバスに走行距離約34万キロの中古車を導入したことにより、すべての公用自動車は走行距離等を十分考慮し、使用年数のさらなる延長を図り、買いかえの際は中古車の購入やリース、低公害車の導入などの取り組みを容易なものとしたと考えますが、今

後におけるこれが取り組みについて承りたいと思います。

第2点は、電子カルテ導入の問題についてであります。市は勝浦診療所の医療データの電子化と会計事務の簡素化、レセプト請求事務の合理化を目的とした電子カルテの導入について検討されております。そこで私は、実質的な赤字経営が続く診療所の経営改善を図る観点からも、速やかに電子カルテの導入、会計システムの更新を図り、事務の合理化、職員配置等の改善を図られるよう要請するものでありますが、これが取り組みについて承りたいと思います。

第3点は、学校給食調理業務の民間委託についてであります。市長は、学校給食調理業務の民間委託化について、平成15年度から平成17年度までの行政改革実施計画に位置づけし、3年間にわたり検討を重ねてきております。しかし、足踏み状態が続き、さらに行政改革大綱2005の実施計画に位置づけするも、平成22年度まで引き続き検討していくという異常とも言える計画であります。納税者の出したお金を、民間委託にすれば直営に比べて半分で済むとも指摘されている学校給食調理業務の民間委託について、市長はこの先、いつまでも検討を続けさせるのではなく、経費節減と給食内容の充実を求める納税者、市民の立場に立って、実施時期を明確にし、強い姿勢で民間委託に取り組む必要があると考えますが、市長のお考えについて承りたいと思います。

第4点は、指定管理者制度の活用についてであります。経費節減と市民サービスの向上を図る観点から、これまでの実績を踏まえ、さらに導入可能な公の施設を検討し、積極的に導入を図る必要があると考えますが、この取り組みについて承りたいと思います。

次に、建設問題についてお伺いいたします。

市道勝浦荒川線及び市道中谷廻り山線の整備についてであります。私が申し上げるまでもなく、市道勝浦荒川線は、勝浦地区の市街地と上野地区を結ぶ主要幹線道路で、市民バスの運行路線ともなり、沿線にはかつうら聖苑を有し、市民の利用度の高い路線であります。また、市道中谷廻り山線は、その市道勝浦荒川線と国道297号線を結ぶ路線で、沿線に環境センターを有し、市道勝浦荒川線とともに市民生活に直結した極めて重要な路線であります。

しかし、両路線の安全かつ円滑な交通を確保する行政の取り組みがおくれていることから、狭隘で屈曲箇所が多い未改良区間を通行する市民やドライバーがひやっとする危険との遭遇を常に余儀なくされており、生命にかかわる事故がいつ発生しても不思議ではなく、危険度が高い道路状況にあります。

特に勝浦荒川線勢ノ谷トンネル付近からかつうら聖苑へ向かって約800メートル区間と市道中谷廻り山線と接続する三差路地点から環境センターへ向かって約500メートル区間は極めて危険であることから、道路改良事業の速やかな実施が求められております。ところが、この区間は株式会社串浜企画による勝浦串浜宅地開発事業の計画区域に入っていることから、串浜企画が速やかに事業を遂行するか、あるいは計画を取り下げるか、いずれかの動きが起きない限り、開発計画区域内に位置する未改良区間の整備については依然として凍結状態が続いていくことになり、これを放置することは行政の怠慢ともなっております。

そこで私は、両路線の安全かつ円滑な交通を確保する観点からお伺いするものでありますが、まず第1に、勝浦串浜宅地開発の事業者である株式会社串浜企画の近況と事業着手、遂行の見通しについて、お示し願いたいと思います。

第2に、宅地開発の事業主体は事業者にあります。開発を許可した県の対応はどのような

っているのか承りたいと思います。

第3に、市長は道路管理者として両路線の未改良区間の整備を推進する責務を有しておりますが、この問題の解決策をいかに講じていかれるのか承りたいと思います。

第4に、宅地開発計画区域外にある両路線の未改良区間、勝浦荒川線約300メートル、中谷廻り山線約600メートルについては、開発計画とは別に計画的に改良事業の促進を図る必要があると考えますが、これが取り組みについて承りたいと思います。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

第1点は、学校の安全対策の推進についてであります。近年、登下校中の子供をねらった凶悪犯罪が相次いでおります。政府は万全の対策を講じるため、昨年12月20日、犯罪対策閣僚会議を開き、登下校時の安全を確保するため、緊急対策を決めております。その内容は、1. 全通学路の緊急安全点検、2. すべての学校における防犯教室の緊急開催、3. すべての地域における情報共有体制の緊急立ち上げ、4. 学校ボランティア（スクールガード）の充実などであります。

平成18年度予算を見ても、文部科学省の「子ども安心プロジェクト」に前年度比の2.5倍、約26億円の予算を計上しています。具体的な施策としては、防犯の専門家や警察官OBらを登用したスクールガードリーダーを900人から2,400人へ大幅に増員し、同時に学校の巡回、警備などに当たるスクールガードの養成・研修も推進するなど、私立小学校を含む約2万3,000の全小学校をカバーできる見通しを立てております。さらに、新たな施策の創設など、多面的な事業が計画されております。

そこで私は、国の施策と相まって、本市における学校の安全対策の推進を図る観点から、教育長に端的にお尋ねするものであります。

1つは、登下校時における幼児・児童生徒の安全確保の取り組みについてであります。通学路の安全点検の徹底と要注意箇所の周知徹底、登下校時の幼児・児童生徒の安全管理の徹底、幼児・児童生徒に危険予測、回避能力を身につけさせるための安全教育の徹底、不審者等に関する情報の共有、警察との連携等の取り組み状況と問題点、課題について、まずお示し願いたいと思います。

2つには、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施についてであります。新年度における学校安全ボランティア（スクールガード）の養成・研修、地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）による各学校の巡回指導等の取り組みについて、どのようになっているのか、お示し願いたいと思います。

3つには、子供待機スペース交流活動推進事業の実施についてであります。下校時間の早い小学校低学年の子供たちを高学年の子供たちと一緒に集団下校させるとともに、下校時間までの放課後における子供たちの交流活動を促進するために、地域住民が低学年の子供たちを見守りつつ、さまざまな交流活動を行う安全・安心な活動場所（子供待機スペース）を学校の余裕教室等に設置することを提唱するものであります。これが取り組みについて承りたいと思います。

第2点は、学校における食育の取り組みについてであります。教育長もご承知のとおり、政府は本年1月、昨年7月に施行した食育基本法を具体化した食育推進基本計画案をまとめ、その中で地域や社会を挙げて子供の食育に取り組むことが必要であることを訴えております。

特に文部科学省では、子供たちが望ましい食習慣を身につけられるよう、学校における食育へ

の取り組みの推進を図っております。新年度においては、新規に栄養教諭を中核とした学校、家庭、地域の連携による食育推進事業、地域に根差した学校給食推進事業等を実施するなど、地域全体で食育への取り組みを推進する構えであります。

そこで、教育長にお尋ねするものでありますが、学校における食育の推進を図る上で、指導体制の充実を初め、子供への指導内容の充実、学校給食での地産地消の拡充、食育を通じた健康状態の改善等の推進等について、国の施策と相まって、いかに取り組んでいかれる考えであるのか、具体的にお示し願いたいと思います。

第3点は、荒川小、名木小学校閉校後の跡地活用についてであります。去る2月21日、上野小学校図書室で開かれた3校の統合準備委員会において、統合小学校の主な学校行事や通学バスの運行計画等が詰められ、確認されました。そして市長の行政報告にもありましたように、一昨日の名木小学校閉校式、24日に行われる荒川小学校閉校式を経て、4月7日に統合小学校の入学式及び統合記念式典が開催される運びとなり、上野地区3小学校の統合へ向けた取り組みは順調に進められていることがうかがえます。

しかし、その3校の統合に伴い、廃校となる荒川小学校及び名木小学校の跡地活用に関する取り組みについては、残念ながら緒にもつけていないのが現状であります。市長もご認識のとおり、今や両校の学区民の関心事は、閉校される学校跡地をいかに活用するのかという点であります。

そこで私は、学校統合を完結させる上で重要な課題となっております両校の跡地活用に関する具体的な取り組みを促す観点から、3点ほど具体的にお尋ねするものであります。

1つは、閉校後の荒川小学校の跡地活用についてであります。昨年8月、北区で行った荒川小学校跡地活用についてのアンケート調査の結果、学区住民の多くの方が、校舎跡地については地域のよりどころ、地域の発展につながる施設活用を望んでいることが明らかになりました。そして、具体的な活用としては、地域コミュニティー施設を整備し、避難所、投票所等の機能も確保する、高齢者と子供たち、また若い世代の人たちが触れ合うことができる機会が持てる場、交流施設として福祉と教育を兼ね備えた施設などを挙げているのでありますが、市長は地域住民が望まれている形の跡地活用について、どのように考えているのか、まず承りたいと思います。

また、学校用地の所有者は土地の売却を望んでいることから、市としてはこれを適正価格で購入し、跡地活用に備えていく必要があると考えますが、これが取り組みについて承りたいと思います。

2つには、長谷川グラウンドの活用についてであります。アンケート調査の結果、学区住民は、公園、多目的広場、地域行事及び子供たちの自由な遊び場、自由広場としての活用、サッカー練習場、ソフトボール場、ゲートボール場としての活用など、多目的に活用ができる広場としての整備を望んでおりますが、市長はこれにこたえていく考えがあるのかどうか承りたいと思います。

また、建物が老朽化し、危険な状態にある長屋門については、防災上、速やかに解体撤去工事を実施する必要があると考えますが、これが取り組みについて承りたいと思います。

3つには、名木小学校の跡地活用についてありますが、民間企業の誘致など、地権者の協力が得られる施設整備などを推進することが望ましいと考えますが、まずは市長のお考えについて承りたいと思います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

(市長 藤平輝夫君登壇)

○市長（藤平輝夫君）ただいまの滝口議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、行政改革について申し上げます。

公用自動車の効率的運用についてでございますが、現在、市では98台の公有自動車を所有、管理しております。平成15年4月には勝浦市公用自動車管理規則を制定し、公用自動車の適正な管理と効率的な運用に努めているところであります。また、買いかえに際しましては低公害車の導入を推進し、現在11台を保有しております。今後、公用自動車買いかえに際しましては、中古車の購入や低公害車の導入を含め検討をしてみたいと考えます。

次に、電子カルテの導入についてであります。導入は平成18年度を予定しており、完全に移行するには年度当初より約6カ月程度の期間を要するものと思われませんが、導入に伴う事務の合理化により経費の削減が図られるものと考えます。

次に、指定管理者の活用についてであります。市では地方自治法の改正にあわせ、平成17年10月より、かつうら聖苑については指定管理者制度を導入したのを初め、本年4月より勝浦市特別養護老人ホーム総野園、勝浦市デイサービスセンター総野園、勝浦市中倉農村交流館、勝浦市中倉ふれあい農園、勝浦駅前観光案内所、鵜原駅前観光案内所、興津駅前興津・守谷観光案内所及び勝浦市保健福祉センターについて、指定管理者制度に移行いたします。今後、その状況について、市民サービス及び経費節減等の面からの検証を行うとともに、他の公の施設についても指定管理者制度への移行について検討し、可能なものについては随時移行する考えであります。

次に、市道勝浦荒川線及び市道中谷廻り山線の整備についてお答えします。1点目の勝浦串浜宅地開発に係る事業主の株式会社串浜企画の現状と事業着手及び遂行の見通しについてですが、勝浦串浜宅地開発計画につきましては、勝浦市串浜地先におけるマンション及び宅地分譲を目的とする約39ヘクタールの開発計画であり、平成6年1月31日に都市計画法第29条に基づく開発許可申請が提出され、平成7年9月26日に千葉県知事より許可・確認されております。

しかしながら、この開発計画につきましては、開発許可取得以降の不動産価格の下落により販売の見通しが立たないとの理由で、これまで事業着手がされず、完了期間の延伸のみされている状況であります。このため、今後の方針について、先般、事業者と協議を行ったところでありますが、経済状況からも許可を受けた計画内容での事業実施は厳しいことから、現在の社会需要に適した内容に計画を見直した上で事業化を図りたいとの意向に変わりないことを確認しております。市といたしましては、今後とも開発計画の進展を含め、事業者と協議してみたいと考えております。

2点目の、この開発計画の着手がされていないことに対する許可権者であります千葉県の対応についてですが、一般的に開発行為については事業主が主体となっていくことであり、災害の発生のおそれや違反行為がない状況での指導を行う考えは特になくのこととあります。

3点目の開発計画区域内の市道2路線の未改良区間の整備に向けた取り組みについてですが、幹線市道である両路線は重要なアクセス路線として開発計画にも位置づけられております。これまでも事業主に対して事業の進展状況の確認を行ってきたところでありますが、今後とも両路線の優先的整備を踏まえた事業化が早期に図られるよう千葉県とも連携し、進捗の把握に努めてまいりたいと考えております。

4点目の宅地開発計画区域外の両路線の未改良区間、勝浦荒川線約300メートル及び中谷廻り

山線の 600メートルの計画的整備の推進についてであります。勝浦荒川線の稲荷谷トンネル及び沢山トンネル、勢ノ谷トンネル付近の約 300メートルの整備は、トンネル内の拡幅及び開削を要する箇所であり、多額の工費が想定されるため、計画を立てるに当たっては慎重に検討する必要がありますと考えております。また、中谷廻り山線の清掃センター付近から国道 297 号までの 600メートルの整備につきましては、開発の進・等を考慮し整備する必要があると考えております。

以上で滝口議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育問題については、教育長より答弁をいたさせます。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

（教育長 松本昭男君登壇）

○教育長（松本昭男君）ただいまの滝口議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、学校給食調理業務の民間委託について申し上げます。学校給食は教育としての給食であり、児童生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の増進、体位の向上を図るなど、心身の健やかな成長を図ることを目的にしており、現在、年間約40万食の給食を提供しているところであります。このようなことから、学校給食の民間委託につきましては、まず子供たちのためにはどうしたらよいか、給食の質はどうか、施設や職員の配置の問題、また、安全性や管理面の問題等もあり、現状や今後の状況も踏まえた慎重な対応が必要と考えます。

次に、学校の安全対策の推進についてであります。1 点目の登下校時の安全確保の取り組みにつきましては、通学路の安全点検の徹底に努め、学校職員の点検だけでなく、保護者や子供たちと一緒に歩いて点検活動を行っております。そして、学校だよりや回覧などで地域の方々にもお知らせして要注意箇所の周知に努めております。

登下校時の安全管理につきましては、集団による登下校や教師の同行、保護者等の迎えにより、一人になる時間がなくなるよう努めております。また、学校職員やスクールガードリーダーによる見回りを初め、保護者・地域の方に学校安全ボランティアとして通学路のパトロールをお願いしております。

子供自身の危険予測・回避能力の育成も大切でありますので、学校では子供たちに地域の危険箇所を調べさせ、それをもとに通学安全マップを作成したり、いろいろなケースを想定した不審者対応訓練を実施しております。

不審者に関する情報につきましては、まず警察に連絡するということをお願いしております。そして、学校に連絡があったものはすぐに教育委員会に報告されます。教育委員会では各学校に通知し、情報の共有化を図っております。警察との連携につきましては、平常時の情報交換や防犯教室の開催、不審者対応訓練等を実施しております。

課題といたしましては、学校での対応には限界がありますので、今後も地域全体での取り組みを進める必要があること、学区が広範で民家がまばらな地域が多く、いざというときの対応が難しいこと、保護者の多くが共稼ぎであり、協力体制がとりにくいことなどがありますが、子供の安全確保のため、課題解決に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、地域ぐるみの安全体制整備推進事業につきましては、来年度、県内すべての小学校を対象に実施されることから、本年度と同様にスクールガードリーダーによる各学校の巡回指導及び学校安全ボランティアの養成・研修を進めたいと考えます。

子供待機スペース交流活動推進事業につきましては、集団下校による安全確保を進める上で有効な事業と考えますが、市内の各学校では1年から3年までの低学年グループによる集団下校を実施したり、人数の少ない学校では高学年の下校まで教室等で担任の管理下で待つなどして集団下校を行っておりますので、現在のところ、子供待機スペースを設置することは考えておりません。

2点目の食育の取り組みについてであります。学校では児童生徒の健康増進と、生涯にわたって望ましい食生活を送れるようにするため、年間指導計画に基づき、保健体育、家庭科、学級活動及び給食の時間等に、担任だけでなく、養護教諭、あるいは食生活改善会の方、市の栄養士による授業を展開して指導の充実を図っているところであります。また、学校給食には地元産の米や野菜などを取り入れ、地産地消の拡充にも努めております。

今、子供たちの食生活は不規則であったり、栄養のバランスが偏りがちで、脂肪やタンパク質の過剰摂取による肥満や生活習慣病の増加が懸念されており、今後とも食育の充実を図り、健康状態の改善を図りたいと考えます。昨年4月には栄養教諭制度がスタートし、千葉県では学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための講習を実施しているところであります。今後、東上総教育事務所管内においても配置されるものと考えます。

3点目の荒川、名木小学校閉校後の跡地活用についてであります。荒川小学校の校舎跡地につきましては、北区で実施されましたアンケート調査の結果を参考にさせていただき、土地の購入も含め、総合的に検討してまいりたいと考えております。

長谷川グラウンドの活用につきましては、現在、休日になりますと、子供たちがサッカーの練習や遊び場として活用しておりますが、今後も子供たちを初め、地域の方々の広場としての活用を進めたいと考えております。

老朽化した長屋門につきましては、学校の閉校に伴い体育倉庫としての使用も終了することから、今後、解体を含めて検討してまいりたいと考えます。

最後に、名木小学校の跡地活用についてであります。地権者及び地元住民の意向等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上で滝口議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）ただいま市長及び教育長よりご答弁を賜りましたので、その答弁を踏まえ、2回目の質問をいたします。

初めに、行政改革についてお伺いいたします。

第1点は、集中改革プランの推進についてであります。ご答弁をいただけなかったようですので、再度お尋ねいたします。市は、昨年12月に策定した行政改革大綱2005に基づきまして、具体的な数値目標を設定した集中改革プランを策定し、1月の広報かつうらに要点を掲載し公表されたことは評価するものであります。しかし、事務・事業の再編・整理、廃止・統合を初め、民間委託の推進、定員管理の適正化、手当の総点検を初めとする給与の適正化及び経費節減等の財政効果等の集中改革プランを推進し、行政のむだの排除とスリム化を図り、さらに一層の行政改革を推進するには、住民と協働し、市長のリーダーシップのもとに、危機意識と改革意欲を市長と職員が共有して取り組んでいくことが必要不可欠であります。この点に関する市長の見解と、今後の取り組みの姿勢について承りたいと思います。



また、集中改革プランの事項別の実施計画については、担当課長より数値目標等を示していただき、具体的に説明を願いたいと思います。

第2点は、公用自動車の効率的な運用についてであります。ただいま市長より前向きに取り組む姿勢の答弁がございました。現在、本市の公用自動車の台数は98台で、このうち消防車が32台であります。この消防車を除く66台のうち、平成2年7月13日に登録した清掃センターのダンプが最も古く、登録後16年。次いで登録後14年になるのが2台で、清掃センターのカローラバンと土地改良区のミニキャブ。次いで13年が2台で、介護健康課のリベロカーゴと教育委員会のリベロ。次いで12年が2台で、学校給食共同調理場のハイゼットと清掃センターのキャリアであります。いずれにしても、使用年数が古いこのクラスまでの7台が将来的に買いかえの対象となってくるとは思います。車の外観や走行距離等を考慮しますと、まだまだこれから使用年数のさらなる延長を図り、買いかえは乗りつぶした上で中古車を購入するなどの運用が望ましいと考えますが、これにこたえていく考えがあるのかどうか、再度承りたいと思います。

第3点は、電子カルテの導入を図っての勝浦診療所の経営改善についてであります。ただいま市長の答弁では、平成18年度導入を図ると。そして、この導入によって経費の節減が図られると、このようなご答弁であったわけですが、それでは、経費の節減を図る、その基本となる、1つは電子カルテの導入によって経費の節減を図っていくわけですが、そこから職員の配置等の改善等についても十分検討し、進めていくということになると思いますが、この点については昨年の12月の議会でも指摘している件でありますので、きょうは具体的にご答弁を賜りたいと思います。

それと、今期定例会初日の1日にも質疑の中で申し上げましたが、この3月から勝浦診療所の地域医療のエリアと申しますか、これまでは総野地区を一つのエリアの基本として考えてきていたわけですが、上野診療所の閉所に伴いまして勝浦診療所の地域医療に対応するエリアが拡大してきている。これは当面であります。そのようになってきておりますが、この上野地区地域医療の臨時的対応について、勝浦診療所としてはどのような対応を考えているのか、この際、具体的にご説明をいただきたいと思います。

第4点は、学校給食調理業務の民間委託についてであります。ただいま教育長よりご答弁を賜りましたが、どうも理解、納得しがたいご答弁であったように思います。市長もご承知のとおり、学校給食調理業務を民間に委託しますと、直営に比べて半分で済むとの指摘があります。仮に直営と民間委託、1食当たりのコスト比較で、民間委託にすれば2分の1程度でできるということになれば、これは大変な違いであります。これは看過できない。また、看過すべきではないのであります。

市民、納税者が出したお金を、民間委託にすれば直営に比べて半分で済む、残りの半分が余る、その余ったお金で道路や花と緑の公園をつくったり、コミュニティーやスポーツ施設、郷土資料館や文化施設など、さまざまな事業を推進できる。新しいまちづくりがどんどん進められる。同じ税金を2倍にも3倍にも生かして使えるわけであり。これが直営であれば、この半分のお金が余らないので、別の新しい事業もできない。いわば、この残りの半分のお金が生きた金にならないで死に金になってしまうことになります。どちらがいいですかと、お金を出す市民、納税者に問うてみる必要があるのではないかと思います。これまで、直営か民間委託かの問題については役所の中だけで、住民からは見えない密室の中で、お金を出す納税者はそっちのけで、住民

不在のままで検討し、この先5年間も検討を続けていくことを決めるなど、これは大変な問題で、私は間違いであると指摘せざるを得ないのであります。

そこで私は、行政が速やかに直営と民間委託のコスト比較等の客観的な資料を作成し、市民、納税者の前にわかりやすい形で公開し、いずれがよいのか、市民、納税者に選んでいただくシステムをつくるべきである。インターネットを活用し、ホームページ上で情報公開が可能となっている今日、今の直営による行政のコストを公開、市民、納税者に判断していただくところから始めるべきであることを提言するものであります。高いコストで、つまり税金を多く使っても直営でいいのか、それを納税者が望んでいるのかどうか、納税者である市民に聞いてみれば、答えはすぐに出てくると思います。市長及び教育長より、この私の指摘、提言に対する見解とご意見、さらに民間委託へ向けての前向きな取り組み、答弁を賜りたいと思います。

第5点は、指定管理者制度の活用についてであります。ただいまご答弁を賜りましたが、市長もご認識のとおり、市としては現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表する必要があると思います。また、管理のあり方の検証に際しては、各施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たしていくことも必要であります。さらに、公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者となっていない場合には、その理由等の具体的な状況を公表することが望まれるのであります。

そこでお尋ねするものでありますが、市民会館、中央・興津公民館、市立図書館、上野・総野集会所及び青年館の管理のあり方についての検証結果と、指定管理者制度の活用へ向けての取り組みの課題について、具体的にご説明願いたいと思います。

次に、建設問題についてお伺いいたします。市道勝浦荒川線及び市道中谷廻り山線の整備についてであります。ただいまご答弁を賜りましたが、市長もご承知のとおり、株式会社串浜企画による勝浦串浜宅地開発事業の目的は、戸数 621戸、計画人口 2,440人からなる宅地開発で、開発面積は38.9ヘクタール、バブル崩壊後の平成7年9月26日に県が許可し、平成9年10月8日に変更し、現在まで未着工のまま8年半、この先も事業遂行の見通しのない状態であります。ただいま市長より、事業者である串浜企画の近況と事業着手、遂行の見通し、開発を許可した県の対応、そして本市の対応等について答弁を賜りましたが、結論的には、串浜企画が事業を遂行するか取り下げるか、いずれかの動きを起こさない限り、開発計画区域内の同路線の整備は困難であります。

そこで、再度お尋ねするものでありますが、事業者である串浜企画は、県都市計画課に今後の事業展開や土地利用の変更等の問い合わせ、相談等は一切されていないのでありますが、ただいま市長のご答弁からしますと、現経済社会の情勢下、土地利用の変更をし、事業遂行に取り組んでいく旨の意向が示されたということではありますが、その確認はいつ、どなたに、だれが確認されたのか。その確認された状況等、それから、さらに詳しい串浜企画の近況等も加えてご説明をいただきたいと思います。

それと、2つ目は県の対応であります。県は指導を行う考えは特にないというご答弁でありましたが、正式に県としての対応の回答をいただいたわけではありますが、都市計画法による許可

については、事業遂行、完了を義務づける法的な規制、権限はないため、事業完遂の主体は事業者にゆだねられている。よって、現場の工事が展開されている場合は、防災上の観点から指導を行うことはあるが、現状での対応としては事業者の動向を見守ることとしたい。これが県の正式な回答なんです。ただいま市長、ご答弁された趣旨と何ら変わっていないのでありますが、問題は、ここで道路管理者である市長が県の対応を聞いて踏みとどまって、この先一步も進めていくことができない、打開策を見出すことができない状態にあるとするならば、これまた行政の怠慢とは言いませんが、問題指摘をせざるを得ない。ということは、県に対し、また業者に対し、現状により行政が、住民が、利用者が非常に困っている、障害にぶつかっている、この現状を話し、具体的な打開策を講じていく必要があるわけであります。ところが、県に対しては、この現状が事細かに市から報告をされ、そして対応を求めているという経緯がうかがえないのでありますが、その点はどのように今後進めていくのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、開発計画区域外の未改良区間、勝浦荒川線約 300メートル、中谷廻り山線約 600メートル、この間に3つのトンネルがあります。このトンネルを拡幅、あるいは切り割りをしていくにしても、かなりの工事費がかかる。これは素人判断でもわかります。しかしながら、この2路線につきましては、主要幹線市道でもありますので、その位置づけと改良の促進を図っていくことは必要不可欠であります。したがって、市としても慎重に検討し、取り組んでいく姿勢を示されたと、このように受けとめたわけでありますが、先ほどの市長の答弁は前向きに取り組むという前提でのご答弁であったのかどうか、再度確認をしたいと思います。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

第1点は、学校の安全対策の推進についてであります。1つは、登下校時における幼児・児童生徒の安全確保の取り組みについてであります。ただいま教育長より事細かと申しますか、具体的な取り組みについてお答えがありました。昨年12月6日、文部科学省からの通知を踏まえて、その通知に列挙されている事項等を精査し、そして地域に即した形で検討し、対策を進めていくということで進められた事項であろうかと思いますが、問題は、それを進めていく過程で、また進めていく計画を立てる段階で、既に問題点、課題が浮き彫りになっている点があるかと思います。その点を明らかにしていただいて、その上で、その問題点、課題をどう解決していくのか、そして、登下校時における幼児・児童生徒の真の意味の安全確保を図るのかという点で、再度ご答弁を賜りたいと思います。

2つには、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施についてであります。学校安全ボランティア（スクールガード）の養成・研修、そして地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）による各学校の巡回指導等の取り組みであります。これは前向きに取り組んでいくという姿勢は示されておりますが、さて、それでは具体的にどのような形で取り組むのかという点で、ご説明をいただきたいと思います。

3つには、子供待機スペース交流活動推進事業の実施についてであります。改めて子供待機スペースの設置はしないということですが、そうなりますと、ただいま教育長答弁があったような形の対応ということですが、現場において改めての子供待機スペースの設置が必要であるという認識であるのか。これは調査結果を踏まえて答弁されたと思いますが、この辺、もう一度ご説明いただきたいと思います。

第2点は、学校における食育の取り組みについてであります。1つは、指導体制の充実につい

てであります、具体的には栄養教諭の配置の促進、学校での食育の組織的・計画的な推進事業の取り組みについてはどのように進められるのか、承りたいと思います。

2つには、子供への指導内容の充実についてであります、学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等について、どのように計画され、進められていくのか、お示し願いたいと思います。

3つには、学校給食の充実についてであります、学校給食の充実と生きた教材としての活用、学校給食での地産地消のさらなる推進等について、それでは新年度、具体的にどのような数値目標を立てて進めていくのか、具体的にご説明賜りたいと思います。

4つには、食育を通じた健康状態の改善等の推進であります、学校における具体的な計画について、新年度の取り組みで結構ですので、ご説明いただきたいと思います。

第3点は、荒川小、名木小学校閉校後の跡地活用についてであります、1つの閉校後の荒川小学校の跡地活用及び2つ目の長谷川グラウンドの活用につきましては、前向きに地域住民のご意見等も参考にしながら取り組んでいく、対応していくということでもありますので、ぜひそうあっていただきたいことを強く要望をするものであります、問題は、教育長から答弁がありましたけれども、閉校後1年間は教育委員会が施設管理をされると。しかし、1年経過後については普通財産に移行し、管理は財政課になるのではないかと、こう思うわけです。そこで、第1回目で教育長よりご答弁をいただきましたが、それらを踏まえて、具体的に推進を図るのはやはり市長部局ですので、ぜひ、この際、助役から具体的な取り組みの対応についてご答弁を賜りたいと思います。

そして、3つ目の名木小学校の跡地活用についてであります、これが非常に問題をはらんでいるやに私は思うわけであります。荒川小学校の場合には、学校用地として借りている土地は賃貸契約で金を払って土地を借りているわけです。一方、名木小学校の方は無償で借りてきている。これまで問題も発生した経緯もある。さらに教育委員会が全く把握されていなかった学校裏側の市道からの通学路として使用していた民地の問題が出てきたわけであります。これらを一つ一つ検討し、そして地権者の意見、あるいは要望等も十分聞き、検討し、対応していかなければ、名木小学校の跡地活用については、学区住民が望んでいるような方向での取り組みができなくなる可能性があるわけであります。そこで、今、答弁によりますと、関係者の意向を十分聞いて対応するということではありますが、これも具体的な取り組みということになりますと、やはり教育委員会から離れた段階で取り組んでいくという日程的なものもありますが、そうなるであろうと想定するわけであります。そこで、再度この点についても助役から対応について承りたいと思います。以上。

○議長（水野正美君） 11時25分まで休憩いたします。

午前11時08分 休憩

○

午前11時25分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に、杉本助役。

○助役（杉本 栄君）第1点目でございますけれども、勝浦診療所の電子カルテに伴う件でございますけれども、この件につきましては、先ほど市長の方から18年度から導入というご答弁をしたわけでございますけれども、それらに伴う職員の関係でございますけれども、早速といえますか、診療所長の医師ともその辺のところは十分協議し、できるならば人員の削減といえますか、その辺の方向で協議をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、上野診療所の閉所に伴いますところの臨時対応でございますけれども、基本的には、要望書にもございましたけれども、2点目で臨時的対応をお願いしたいということでございますが、実は私、3日の日に彭先生にお会いしました。その辺のところ、確認を兼ねてお会いしたわけでございますけれども、彭先生は、実は3日前に前任者である重光先生がおいでになりまして、彭先生も重光先生も後任の先生について早速検討するし、そういう意味で来ていただいたというお言葉もいただいたわけでございますけれども、ただいまご質問の中では、これら対応について、勝浦診療所をどうするのかというようなご質問だというふうに思いますが、それはそれとしても、上野地区の医療の確保という意味から、市の方でも近々、診療所の先生を交えまして、その対応を検討する予定になっております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、行政改革に関連してお答え申し上げます。まず、今後の取り組み方針ということでありますけれども、勝浦市の行革大綱2005につきましては、基本的に本市におきます行革大綱の、いわゆる行政改革の基本的な考え方、さらには方向性を示したものであるというふうに認識をいたしております。今後はこの大綱に基づき策定をいたしました行革の実施計画、これによりまして可能な限り具体的な数値目標を定めることにあわせまして、計画的に行政改革を進めていくこととなりますけれども、その進・状況等につきましては適宜市民に公表をしてみたいというふうに考えております。また、この大綱に盛り込まれた諸課題の実現だけではなく、その時代の動向等を踏まえた上で、行財政運営全般について絶えず新たな視点に立った見直しをしていく必要があるというふうに考えております。

次に、実施計画の数値目標等でございますが、今回の行政改革実施計画は全部で62項目というふうになっております。中には数値目標が示されないものもありますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。今回の実施計画の中で主なもの、特に数値目標をあらわしてあるもの等について主なものを申し上げさせていただきたいと思います。

なお、各課にまたがるものがございますので、初めは私の方から内容についてご説明をさせていただきます。

まず、事務・事業の見直しの関係ですけれども、全部で18項目ございますが、この中で特に数値目標の中では、パソコンソフトの見直しということで、いわゆる業務用のワープロソフトの見直しを検討しています。この内容につきましては、この実施計画期間、22年までの5カ年間で約268万5,000円の節減ができるものというふうに試算をいたしております。

そのほか、民間委託関係では4項目ございますが、特にご指摘がありました指定管理者等の導入の内容等でございます。これにつきましては具体的な数値目標は上げてございませんが、特に18年4月から指定管理者に移行するものが6件ございます。それらを17年度予算と比較しま

すと約 400万円程度の経費の節減がされているという数字が出ております。

それから、数値目標の関係では、組織の改変等ございます。これにつきましては、小学校の統廃合、あるいは保育所の統廃合について検討するというふうになっておりますが、具体的な数値目標は示すことができない項目に入っております。

次に、定員の管理の適正化の関係でございます。これにつきましても今回の集中改革プランの中で定員適正化計画の策定に合わせて具体的な数値目標を示せというふうになっている一つの大きな柱であります。今回の定員適正化計画の推進に当たりましては、平成22年までの5年間で全職員のうち26名を削減するという目標を立ててございます。金額的なものについては示してはございません。

それから、次に、給与とか手当の適正化の関係であります。これにつきましても集中改革プランの項目の大きな一つであります。この中では、残業とか、あるいは特殊勤務手当の要因の見直しをした上での経費の節減を図るということで、5年間で約3,600万円の経費の節減を図る目標としております。

次に、特殊勤務手当の見直し等の別の項目であります。これにつきましても5年間で300万円の経費の節減を目標値に上げてございます。

それから、福利厚生関係の見直し、これにつきましては、職員に対する福利厚生事業、あるいは被服の貸与の関係であります。これらの項目につきましては、約490万円の経費の節減目標というふうに言われてございます。

それから、集中改革プランのもう一つの大きな柱でございます経費の節減、合理化等の項目でございます。これにつきましては、非常に具体的な数値目標というふうに言われておりまして、まず主なものでは徴収事務の強化と収納率の向上策を図った上で、5年間で約5,600万円の収納額のアップを図るという目標値を掲げてございます。

さらには、使用料手数料の見直しにつきましては、5年間で約4,500万円、遊休財産の処分等で約9,400万円、そのほか、今回、条例改正を一部お願いしてございますが、旅費の見直し等で約225万円、それから委託料及び物件費の削減等で5年間で5,100万円、さらには公共工事等の入札等、いわゆる随意契約実施に係るガイドライン等を整備した上での経費節減目標を約5,400万円。

最後に、補助金等の整理・合理化関係であります。交付団体の経営健全化を図った上で、5年間で約2,000万円の経費節減を図った上での実施計画というふうになっております。

以上が今回の実施計画の主な数値目標を示した項目でございます。

次に、指定管理者の関係でございます。指定管理者の関係につきましては、ご承知のようにこの4月から6項目の指定管理者に移行をいたします。そうした上で、公表等の関係であります。指定管理者につきましては、毎年度、年度終了後に事業報告書の提出を求めます。さらには、2年目以降におきます事業計画書の提出も求めます。これらを踏まえた上で、市として事業のいわゆる評価をするわけでありまして、毎年度、住民サービス、あるいは経費の節減等の大きな2本の柱はございます。それらを検証した上で、内容等については公表することを基本に検討してみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、植村財政課長。

○財政課長（植村 章君）では、お答えいたします。公用車につきましては、使用期間の延長を図

るため、点検や清掃などに努めているところでございますけれども、先ほど議員ご指摘のありました7台の車両の更新をする際には、低公害車の導入とあわせまして中古車の導入を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君）学校給食共同調理場の民間委託につきましてお答えいたします。コスト削減の面から強力に委託を進めるべきであるというご指摘をいただきましたけれども、先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、学校給食は子供たちの健康の増進、体位の向上等を目指しております。食育基本法の中でも食育の推進が唱えられ、その中で学校給食の役割も大変大きくとらえられているというふうに考えております。したがって、そういう食育を進める上で、現状のままだといいのか、あるいは委託した方がいいのか、そういう問題を今後の食育の推進状況を見極めながら考えなければいけない問題ではないかなというふうにも思っております。

また、人の配置につきましては、これも早急に解決できる問題でもありません。施設につきましても、民間委託が可能なのかどうか、そういう点から考えますと、これも年月を必要とする問題ではないかというふうに思っております。したがって、コストの面も含めまして、今後また慎重に検討していきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）それでは、社会教育施設、公民館施設の取り組みについて申し上げます。まず市民会館、あるいは中央公民館、興津公民館の関係でございますが、勝浦市民会館におきましては、昭和47年の10月に建設した建物でございます。今回の議会におきまして耐震診断の予算をお願いしているところでございます。したがって、そういった状況の中で、どういう結果が出るかわかりませんが、診断された中でまた検討を加えていきたいと考えております。

それから、興津公民館につきましても、現状では非常に指定管理者への移行が難しいと。なぜかと申しますと、非常に地元と密着をしております。指定管理者制度がなじまないんじゃないかという判断をいたしております。

それから、上野・総野集会所につきましては、これにつきましてもやっぱり地元として、今、委託しておりますのは夜間使用時の戸締り、開閉等でございます。特にそういった民間委託、あるいは指定管理者制度につきましても余りなじまないんじゃないかというふうなことも考えております。

それから、青年館の関係でございますが、これにつきましては、昨年の11月22日に、現在、勝浦市に15カ所の青年館がございますけれども、それらの地区の区長さん方にお集まりをいただきまして、今後の取り組みについて説明、またご意見等をいただいたところでございます。その中で、青年館建設の当初の目的は青少年の健全育成ということでございましたけれども、その仕事は終わったんじゃないかという判断のもとに、地元の各関係区に管理、あるいはそういうものを移管したいという意向のもとに説明をしたところでございます。内容につきましては、当然、補助事業が終わっている関係もございます。使う状態が、ほとんど100%近くが地元の区でご使用いただいているという状況から、そういうお話を申し上げたところでございますけれども、まだ意見の中では時期が早いんじゃないかということをおっしゃって、引き続き検討を重ねていきたいというふうに思っているわけでございます。

それで、現在、公民館等の管理者制度をお願いしているところにつきましては、県内では我孫子と流山が指定管理者制度を導入しております。それから、検討中というところに至りましては、木更津市が検討中ということでございますが、ほかの市におきましては、ほとんどが直営で運営しているということで、やはりこういった施設につきましては直轄的に行政が管理した方がいいんじゃないかということで、そのような方向で運営が多いというふうに判断しております。いずれにいたしましても、今お話し申し上げました内容につきまして、また精査しながら検討を加えていきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えいたします。勝浦串浜宅地開発計画にかかわります事業者との協議の内容についてであります。協議をした日は本年の2月24日でございます。場所は大多喜町湯倉の斉藤万佐夫宅でございます。出席者といたしましては、勝浦市側から都市計画係長、都市計画係、土木係の3名でございます。また、株式会社串浜企画からは代表取締役の斉藤美智子さん、また斉藤万佐夫氏の2名でございます。協議内容につきましては、先ほど答弁にもございましたが、開発行為の実施の意思があるので、変更の届け出は今後行っていきたいということ、また、現在の社会情勢から、事業化した場合、販売の採算性が見込みがないことから、計画を見直して事業化したい考えに変わりはない旨、また、勝浦荒川線の優先整備を踏まえた内容で計画を見直して事業化を図りたいと考えている旨を、この協議の中で確認をしたところでございます。

また、今後、県との連携をどのように行っていくかということにもなっておりますが、そういった開発事業者側の考えのもとに、今後、市や県への協議について、計画変更のスケジュール等が出てくると思います。また、その事前協議の相談や開発行為の変更手続がなされた時点で詳細な内容がまた一段と把握できるものと考えているところであります。いずれにいたしましても、今後とも県に対しましては情報の提供や協議を行ってまいりたいと考えております。

3番目の区域外道路の整備についてであります。開発区域外に市道勝浦荒川線で約300メートル、中谷廻り山線で約600メートルが未改良区間として計画の中にあるわけですが、この区間につきましては、今後、変更されると思われる開発区域内事業と密接な調整が非常に重要であると考えますので、開発の進捗状況に合わせまして未改良区間の整備検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、中村学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（中村一夫君）共同調理場での地産地消についてお答え申し上げます。共同調理場では食育の一環としても地産地消を積極的に推進しているところであります。子供たちのために地元でとれた安全でおいしい食材を使うことは非常に大切なことだと考えております。調理場では現在、米飯は昨年9月から勝浦産米ふさおとめ、そしてヒジキ等、一部の海産物、また地元の野菜は昨年はあじさい館から12品目5,400キログラム、ことしは1月までに8,225キログラムを給食に取り入れております。子供たちが勝浦のものはこんなにおいしいんだと思えるような、そんな給食づくりを進めております。

また、共同調理場では通常の給食の中、例えば学校の中での先生の話、また給食だより、それらの中ではもちろん、バイキング給食、親子給食会、ふれあい給食会、栄養士による学校訪問指導、学校との意見交換、また保育所や農業関係者等、いろいろな人の意見も聞きながら、学校、地域、調理場が連携し、食育の面からも学校給食を行っており、今後におきましてもこれらのさ



らなる充実を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、押垂教育課長。

○教育課長（押垂義郎君）それでは最初に登校時の安全確保、それを進める上で問題点はどうなのか、課題を明らかにし、どう解決していくのかというご質問についてお答えします。教育長答弁でもありましたように、現在、学校、また保護者ができる限りの対応をしておりますが、それでは限界があるというふうに考えてます。解決のためにはやはり地域住民の協力が必要である。昨年12月2日付の回覧をもちまして市民の皆様にもまたお願いをしたところで、昨年末から防災無線でも地域の方の協力をお願いしているところです。また、警察との連携、協力をさらに進めております。

地域ぐるみの安全体制、具体的にはどのような形で取り組むのかということですが、既に学校の方にはお願いしてあるんですが、幾つかの学校で始まっておりますけども、学校を中心に地域の関係者、機関、団体等を集めまして、関係者の対策会議の実施を具体的な対策として考えております。その中で、それぞれの団体等が自分たちでできることを進めていくという形で、また、その中で行政への要求があれば行政が対応すると、そういった形で地域ぐるみの安全体制をより一層進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、子供待機スペースのご質問ですが、現状につきましては、教育長答弁で申し上げたっておりますが、今後、各学校の状況に応じて検討してまいりたいというふうに考えます。

次に、食育に関するご質問ですが、栄養教諭の配置について、その推進はどうかということなのですが、17年度スタートしたわけですが、この学校栄養職員を進めるためには、学校栄養教諭の免許が必要ということになります。学校の栄養職員が教員の免許状を持っていれば栄養教諭としてすぐ活動が可能なわけですが、そういった方は非常に少ないということで、現在、学校栄養職員を対象に免許の講座を開設しております。勝浦市内においても市の栄養職員が昨年この講座を受けています。ただ、非常に講座希望者数が多いために、必要な単位を早期に取得することはなかなか難しい状況ですが、千葉大学でも講座の拡充を予定しておりますので、今後この栄養教諭の資格を持った方が多くなるものというふうに考えております。県では、来年度5名の配置を考えております。

次に、指導内容の充実についてのご質問ですが、昨年4月に県教育委員会では、ここに持ってきましたけども、「いきいきちばっ子」という食育に関する副読本をつくりました。これは1、2年生用、3、4年生用、それから5、6年生用。こういったものがすべての児童に配られて、学校ではこれをかなり活用しまして食育を実施しております。特に食育として時間をとるとことは現在の教育課程の中では無理ですので、これも教育長答弁で申し上げましたように、学級活動とか、家庭科とか、保健体育とか、あるいは給食の時間等、そういったものを使って指導の充実に努めております。

また、もう一点なんですが、千葉県農林水産部安全農業推進課というところで、平成18年度千葉食育活動促進事業にかかわる新規事業ということで、「ちばっ子元気に」という食と農の体験事業を実施します。これについて、市内1校程度というふうなことがありましたので、来年度、上野小学校でこの事業に取り組む予定でいます。

それから、健康状態の改善等についての取り組みについてのご質問ですが、生活習慣病がふえる傾向にあるということで、その予防ということで、各種健康診断等で児童生徒の状況を把握し

て、必要な指導を行っているわけです。勝浦市の教育研究会においては、その養護部会において、さらにこの食育の趣旨を踏まえて健康状態の改善について対策部会を開いて取り組もうというふうに計画を立てているところです。

最後に、跡地に関しまして、名木小学校の通学路について教育委員会で把握していなかったということで、これに関しましては、さきの議会等でもご質問があったと思うんですが、昨年、名木小学校の統合が決まった時点で、運動場側の通学路の地権者、鈴木博雄さんから、ここは実はうちのおじいさんが昔、学校をつくるときに通学路として提供したんだよという話があって、学校が閉校になって学校でなくなるのであれば、通学路としても用をなさないから、できれば返してもらいたいという話がありました。この通学路に関しましては、すぐ隣がもう一人、吉野隆さんで、その吉野さんの土地も若干あるということで、その2人と何度か話し合いを行いました。その中で、話だけだと宙に浮いてしまっても困るということで、覚書、協定書を交わしたいと。それで、市と、この2名の方と協定書を交わして、この通学路用地に関しましては地権者の了解を得ているという状況です。以上です。

○議長（水野正美君）午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

○

午後 1時00分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）組織の点検、見直しということは当然いつの時代でも必要なことであるというふうに考えます。特に今回の行政改革の推進に当たりましては、主権者である市民がやはり市の行政の主役でもあるということを基本の姿勢といたしまして、今後、改革について前向きに、そして積極的に取り組んでまいりたい、そう考えております。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。杉本助役。

○助役（杉本 栄君）荒川小学校の跡地の利用を含む関係でございますけれども、まず、現在の校舎跡地につきましては、今後の財政状況等を考慮いたしまして取得してまいりたいというふうに考えております。

もう一点、長谷川グラウンドの関係でございますけれども、基本的には、第1回目で教育長の方からご答弁ございましたけれども、そのような活用になるのかなというふうに考えますけれども、問題は今後、普通財産に移行されてからの適正な維持管理が問題だろうというふうに考えております。いずれにいたしましても、18年度は教育財産として、行政財産として管理をしていくということになろうかと思しますので、19年度以降、普通財産に移行するまでの間、その辺のところは十分検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）最後の質問になりますので、何点かに絞ってお伺いしたいと思います。

まず、行政改革についてであります。1つは学校給食共同調理場の調理業務の民間委託についてであります。最初、2回目と教育長等からご答弁を賜りましたので、それらを踏まえて再度お伺いしたいと思いますが、1つは、平成15年度から平成17年度までの3カ年間、1つに食育の観点、2つに職員の配置の観点、3つに施設老朽化等の観点、4つにコストの観点、この4つからなる検討について、具体的に検討を進めてきていると思いますが、どのような形で検討されてきたのか。その経緯と結果等について、具体的にご説明をいただきたいと思います。

2つには、平成18年度から平成22年度までの行革大綱、それを踏まえて示されました実施計画の中では、さらに5カ年間検討を続けていく旨の計画が示されているわけですが、さて、この5カ年間、どのようなスケジュールで検討していくのか、具体的にご説明願いたいと思います。

3つ目であります。私が1回目の質問で指摘した点、それと、具体的に提言した点、この指摘事項、提言事項等について、2回目で教育長等の見解を求めたわけですが、この答弁がありませんでしたので、指摘事項、提言事項に対する市の見解と、それを踏まえた今後の取り組みについて、お聞かせ願いたいと思います。加えて、この際、現行の給食事業できちっとデータ上げていると思いますが、1食当たりのコストについてお示し願いたいと思います。

2つ目は、指定管理者制度の活用についてであります。2回目の質問の際に申し上げた点ですが、1つが、市としては現在、直営で管理しているものを含めて、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行って、検証結果を公表する必要があるのではないかという問いに対し、どういう形で公表するのか、この点、お示し願いたい。

2つには、管理のあり方の検証に際してであります。民間事業者を指定管理者とする場合との比較等も含めて、その理由を明らかにした上で、住民等に対する説明責任を十分に果たしていくという必要性があるわけですが、この住民等に対する説明責任についてはどのような形で説明責任を果たしていけるのか、お伺いしたいと思います。

3つ目であります。公の施設の管理状況については、管理の主体や管理主体が指定管理者となっていない場合には、その理由等の具体的な状況を公表する必要があると思うわけですが、この公表の具体的な方法と申しますか、それらについて、どのような対応をされるのかお伺いしたいと思います。

次に、建設問題についてお伺いいたします。市道勝浦荒川線及び市道中谷廻り山線の整備についてであります。道路管理者である市長の対応として、私は1回目でも2回目でも指摘するところは指摘をして、そして答弁を求めているわけですが、具体的には勝浦串浜開発計画を立てて事業推進を計画している。しかし、現在まで8年半にわたって一歩も進まず未着工状況にある、この串浜企画の開発事業の問題であります。聞くところによりますと、都市計画法の一部が改正されます。そうなりますと、開発の計画内容によって違いがあるわけですが、一たん開発計画を取り下げてしまいますと、以降の開発についてはかなり県の許認可関係で規制が厳しくなってくるということが予測されているわけがあります。そういう状況下、おいそれと串浜企画は開発計画を取り下げるとことは考えにくい。また、2月24日の折衝過程でも、開発計画を見直し、変更して対応する旨の意向も示されているわけがあります。ところが、串浜企画の財力、あるいは地域経済社会の情勢といいますか、経済社会の変化への対応等々を考慮しますと、この先、開発計画が進めていけるかどうかについてはかなり厳しいものがあるわけであ

ります。そうなりますと、これを放置していくことはできないわけであります。見過ごしていくということになりますと、あるいは串浜企画の事業着工、遂行過程を見極めてなんていう甘い考えでいますと、勝浦荒川線、中谷廻り山線の整備が極めて困難になってくるということから考えると、やはり道路管理者である市長は勇断を奮って串浜企画と直接折衝する、実態を踏まえて県にそれを報告をし、そして県の対応を求めていく、その取り組みなくして問題を解決していくということは非常に厳しいと見ているわけであります。そういう点からこの点の取り組みに対して、道路管理者である市長の見解、今後の取り組みについて承りたいと思います。

次に、学校の安全対策の推進についてであります。教育長、教育課長からご答弁をいただいておりますが、私が申し上げるまでもなく、学校、あるいは学校の通学路、周辺の公園が危険になってきている。その危険な空間を解消して、犯罪から子供を守っていく、そういう視点で新たに地域社会を創造していく時代に入ってきているのではないかと思うわけであります。どうしてこんなに危険になってきたのか。たくさんの要因があると思いますが、その要因の一つには、全国的に犯罪発生件数の増加があるわけですね。その増加に対し、それを防止していくといえますか、検挙していく、その検挙率が著しく低下してきている、こういう要因があるわけです。そういう面から子供たちへの犯罪もふえてきているということが言えるわけでありますが、さらに子供を守る視点で地域を再整備していかなければならないのではないかという指摘もあるわけです。その要因の1つは、子供たちの生活空間がこれまで犯罪など起こらないという安全神話の上でつくられてきているという問題があるわけですね。2つには、子供たちを育てる地域のコミュニティーの弱体化があると。3つには、子供の安全を守る、今申し上げた2つの柱である住民と行政、あるいは警察との関係が熟してない、未整備な状況にあると。

このようなこと等がありまして、やはり犯罪が防止できないということもありますし、さて、その通学路の安全確保ということで、今、市も教育委員会、躍起になっておりますが、この通学路の危険には幾つかの要因があるわけですね。その1つが、通学距離の長さの問題があるわけです。全国的に犯罪が起きている関係を見ますと、やはり通学距離が2キロ、あるいは4キロというケースの中で事件が発生している。2つには、通学路に昼間ほとんど人の姿が見られなくなっている。この対応を平成18年度から試みようとしているようではありますが、こういう問題がある。3つには、犯罪は多くの場合、自動車が介在するのに、車道と歩道といいますかね、分離されてない。容易に車が子供たちの前にすばっととめられる。分離されていれば、そういうことはないわけでありますけども、そういったところで通学路の不整備といいますかね、そういったものが問題になっている。4つ目の要因としては、学校と地域との関係が弱くなってきている。こういったこと等が指摘されているわけであります。したがって、こういったこと等を十分考慮した上で今後の安全対策を講じていく必要があると思いますが、この点に関する認識と今後の対応について、念のために再度伺っておきたいと思っております。以上。

○議長（水野正美君） 残余の時間を考慮して、的確かつ簡潔に答弁することを求めます。答弁を求めます。最初に、中村学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（中村一夫君） それでは、調理場の関係についてお答え申し上げます。

平成15年度から平成17年度までの事業ということなんですが、これまで、現状の確認、また他市の状況、問題点の把握等、行ってまいりました。まず、食育につきましては、先ほど来、細かく申し上げているところなんですが、センターでも積極的に推進してまいりました。先ほどの

内容のように、米、野菜等についても地産地消を進める中で学校との連携等も図っております。

職員配置につきましては、現在16人ということで、このところ、保育所また学校等の関係から職員人数等も減ってきてまして、現在では16人ということになっています。

施設の老朽化につきましては、この施設、昭和48年に建築したものでございます。既に32年ほどたっておりますので、設備等、大分老朽化しております。民間委託を考えるときにはこれらも十分検討する材料にはなるだろうというふうに私は考えております。

また、コストの面ですけれども、最後の1食当たりの経費というんでしょうか、それとも関係しますので、一緒にお答え申し上げたいと思いますが、現在、1食当たり、小学生270円、中学生290円、幼稚園等が副食だけで130円ということです。これを全体の予算で単純計算しますと、1食当たり690円という単純な数字が出てきます。このようなコストで給食事業を行っているということでございます。

それから、3番目に教育長の見解等という話で出ましたけども、これは本当に慎重な対応をするということできたいと思います。

さらにちょっと詳しく申し上げますと、調理の民間委託につきましては、県内95カ所調理場がございまして。このうちの29カ所で調理業務を委託しております。こうしたことから、この内容はいろんな問題点があるということなんで、私どもでもそれらを踏まえて十分研究してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（水野正美君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）指定管理者制度の関係についてお答えいたします。まず、公の施設についての指定管理者等を含めての管理状況の公表の関係でございまして、平成18年4月1日からの6の施設を含めて7施設を指定管理者に移行をするわけでありまして、今後、指定管理者の先ほど申しました事業報告、あるいは事業計画書等の評価をした上で、適切に広報等を踏まえて公表してまいりたいというふうに考えております。

管理のあり方、さらには民間との比較、説明責任の関係でございまして、指定管理者制度につきましては大きく、基本的に2つの項目がございまして。1つが住民サービスの低下を招かないこと、さらには経費の削減を図ることというふうな大きな2本の柱がございまして、それらを直営、あるいは民間との比較をした上での検討、さらには公表をしてまいりたいというふうに考えます。

3点目の、公のすべての施設の管理状況の公表の関係でございまして、7つの施設関係を指定管理者制度に移行するわけでありまして、そのほか、現在検討している施設については、15施設がございまして。これらにつきましては、直営、あるいは管理委託、あるいは業務委託をやっているところでもありますけれども、その状況等につきましては、広報、あるいは市ホームページ等で現在の状況について公表を考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）この開発の取り下げや廃止でございまして、ご承知のとおり、一度許可されたものは、こういった届け出がなければ許可は生きるものであります。しかしながら、市といたしましても、許可された開発計画が長期間にわたって事業化されないでいることは全く好ましくありません。市道の整備計画についても支障を来すことになります。今後、定期的な状況の報告や、随時の連絡を求め、また県とも協議をしてまいりたいと、このように考えておりま

す。以上です。

○議長（水野正美君）次に、押垂教育課長。

○教育課長（押垂義郎君）子供を取り巻くこの状況に関しましては、議員が言われましたことについては全く同感というふうに私も思います。要因についてはさまざまなことがあるわけですが、ご指摘の事項を踏まえ、望ましい地域社会の構築という視点で学校教育に取り組んでまいりたい。また、学校、家庭、保護者、あるいは関係機関との連携を一層深めていきたいというふうに考えております。以上です。

---

○

---

○議長（水野正美君）続きまして、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

（ 1 5 番 児安利之君登壇）

○ 1 5 番（児安利之君）私は、2006年度の地方財政計画と勝浦市の当初予算の基本について、国の三位一体改革による補助金、負担金のマイナス影響について、国民健康保険及び介護保険について、そして最後に市町村合併について、大きくこの4点について市長の政治姿勢について伺うものであります。

今、国の政治では、格差社会と貧困の広がり大きな問題となっておるのはご承知のとおりであります。また、耐震強度偽装事件、ライブドア事件などに見られるように、ルールとモラルの破壊が進んで、国民の安全と財産がないがしろにされているわけであります。私は、これらの根本には、小泉内閣が進めてきた構造改革路線、規制緩和万能路線があると思うのであります。このような中で、次の項でも触れますが、三位一体改革という名の地方財政切り捨ての方向が、この2006年度の国の地方財政計画に私はあらわれていると思うものであります。

その主なものを述べてみると、一般財源の総額は55兆 6,334億円で、204億円の前年対比で増であります。この限りでは前年度の水準を維持しているわけでありますから結構なことだと言えるかもしれませんが、しかし、その中身を見ると、地方交付税や臨時財政対策債は1兆 3,065億円の減額であります。実に1兆 3,065億円の減額。国の言い分は、地方交付税は減らしているけれども、その分、地方税がふえるんだから、総額は確保しているんだと、こう主張しているわけであります。

果たして本当にそうでしょうか。勝浦市の当初予算で見てみた場合に、確かに市民税で6,300万円余りがふえておりますが、しかし、その一方で固定資産税はマイナス7,400万円の計上であります。したがって、市税としては全体として見ればプラスマイナスで1,100万円の減であります。国が言っている地方交付税、あるいは財政対策債は確かに減らしたけれども、地方税がふえるんだから、トータルとしてのプラスマイナスではプラスになっているんだと、こう言っているながら、勝浦市の予算立てで見る限り、地方交付税も財政対策債も、しかも地方税も減っているという状況が生まれているのが実態ではないでしょうか。

しかも、生活保護費や介護、老人医療など、社会保障関係費や臨時財政対策債の返済で、国段階では約8,200億円もの経費負担がふえるけれども、全体としてそれだけの負担がふえるけれども、財源は前年度並みの204億円の増にすぎない。実質的には大幅なマイナスとなるわけあります。しかし、国は、これについても給与関係費の削減で賄えると、こう言っているのであります。

す。これは国が一方的に出した、5年間で全体として4.6%以上の地方公務員などの定数削減などによる、その5年間の削減額の1年分を単純にはじき出して、その数字を乗せてきたにすぎないのであります。私は、これが2006年度の地方財政計画の特徴だと思うわけでありす。

市長は平成18年度の予算説明で次のように言っています。平成18年度の地方財政は、地方財政計画の規模の抑制に努めてもお平成17年度に引き続き大幅な財源不足の状況にある。それとともに地方財政の借入金残高は、平成18年度末には全体で204兆円に達する見込みとなっており、今後その償還負担の一層の増加や社会保障関係経費の自然増が見込まれるところであり、これにより将来の財政運営が圧迫されることが強く懸念されております。というように一定の分析をこの間の施政方針演説でされておりましたが、私はそこでまず2006年度の国の地方財政計画、それと、この関連での勝浦市の予算の基本点について、まず市長の見解を伺いたいと思います。

次に、三位一体改革は2006年度で一つの区切りであり、地方6団体が三位一体改革の第2期を要望して、小泉内閣も引き続き地方財政の改革を進める方針であることはご承知のとおりであります。また、地方交付税の財源補償の機能の縮小・廃止が今後、このことによって最大の焦点となるであろうというふうに言われております。さらに、国庫補助負担金の削減、税源移譲の問題も、義務教育費国庫負担制度存続を含めて大切な事柄となっているわけでありす。以上を踏まえて、勝浦市における三位一体改革によるマイナス影響額は2003年から2006年にかけて4年間でどの程度になっているのか、この点について、まず第1回目は伺っておきたい。

さらに、改めて、勝浦市を含む地方自治体にとって、この2003年から始まって2006年度で一定の区切りと言われている、この三位一体改革とは、勝浦市を含む地方自治体にとってどういうものであったのか、そしてこれからどうなっていくのか、このことについても、その見通しについて市長の見解を伺っておきたいと思ひます。

次に、国民健康保険は言うまでもなく自営業者の方々や、あるいは低所得者の方々などの加入する健康保険であります。我が党の小池晃参議院議員が要求して、厚生労働省が調査した結果が最近報道されておりますが、昨年6月1日現在、毎年6月1日で調査が行われるわけでありすが、その1日現在の全国の国保加入の全世帯、約2,490万世帯、そのうち税、あるいは保険料の滞納世帯は470万1,410世帯で、その全体の加入世帯に占める滞納世帯の割合は18.9%だと。これは1年前に比べて約9万世帯がふえているということでありす。その結果、国民健康保険証の取り上げが30万件を超すと言われております。1年以上税を滞納すれば保険証をいや応なしに取り上げるという改悪がされたわけでありすから、それによって現在、30万世帯を超す世帯が保険証を取り上げられている。

千葉県ではどうか。資格書の交付が2万7,991世帯の中で、全国保加入世帯の中で、昨年より3,586世帯ふえて、短期保険証も8万2,378世帯、昨年よりも5,168世帯ふえているということでありす。滞納世帯に占める資格書や短期保険証の交付割合でありますけれども、合計で実に42.5%にも達しているという現実でありす。

勝浦市ではどうか。国保加入5,456世帯、平成17年度ですが、そのうち滞納世帯が845世帯で、約16%。滞納世帯に占める資格書、短期証の交付は合わせて27%に達しているわけでありす。このうち、内訳を言うと、短期保険証の交付世帯が120世帯、14.2%、資格証明書交付世帯が105世帯で12.4%となっているわけでありす。

千葉市の例ですが、一昨年暮れに、千葉市は国保税じゃなくて国保料であります。この国保料を滞納した60歳代の男性が肺がんで亡くなりました。ぐあいが悪いと職場の同僚に漏らしながらも、国保証が取り上げられて、お医者さんへの通院がおくれ、手おくれになったものであります。

勝浦市でもこのような事態が絶対に起こらないという保証はどこにもないわけでありまして。2006年度は1人当たり1万5,315円、1世帯当たり2万4,608円の前年対比で税の値上げの予定であります。滞納数はふえこそすれ減ることは考えられないのであります。そこで伺いますが、国保税の軽減策の一つとして、法定外の財源投入を強く主張するものであります。市長の見解を伺いたいと思います。

また、短期保険証、あるいは資格書を減らしていく努力、とりわけ資格書については最大限の努力を払うことを強く求めるものであります。同時にこの見解を伺っておきたいと思います。

次に、法改正による介護保険制度であります。4月1日から変わることはご存じのとおりであります。改正の主な点は、1つとして要介護認定の一部の変更、2つ目に介護予防を重視するという、3番目に地域に密着したサービスの開始をするということ、4番目に65歳以上の介護保険料の見直しということでありまして。これが最近配布された千葉県民だより3月号にも紹介されているところであります。

勝浦市も事業計画の見直しの年に当たって、今、第3期介護保険事業計画の策定中ですが、この事業についての概要と保険料値上げに伴う、その軽減の考え方はないのか、この点について伺っておきたいというふうに思います。

最後に、市町村合併問題であります。2月16日付朝日新聞や、あるいは千葉日報、その他各紙で「30市町村が自治体合併の検討、県調査」という見出しで一斉に報道がされました。これを見てみると、県が県内45市町村に合併の意向などを聞き取りした結果、30市町村が合併を検討したいとこたえていることが15日わかった。うち7市町はできるだけ早期にと答えた。検討しないのは9市町村にとどまる。17日に開かれる県市町村合併推進審議会に示される。このように報道されております。

このヒアリングというか、県が行ったアンケートの中身を見てみると、勝浦市はこの範疇に入っているかというのも報道されています。合併を検討したいと答えた30市町村のうち、できるだけ早期にとしているのが茂原市や館山市を初め7市町村、二、三年後までにとしたのが船橋市や市川市など4市町村、合併新法の期限である2010年3月末の法定期限内にといったのが勝浦市、銚子市、御宿町など6市町、期間にこだわらずというのが君津市や富津市など13市町村、検討しないが9市町村、どちらとも言えないが6市町村、このように報道をされております。

そこで私は、まず第1に、合併問題の1つに、千葉県が行ったこの合併意向調査に対して、勝浦市は今紹介したように2010年3月末の合併新法期限内の合併を意思表示したと、このように報道されているわけでありましてけれども、このことについて、藤平市長の真意をまず伺っておきたいと思います。

2点目は、市長はかねがね、最初に市長になるときの選挙公約やその他によって、市政の主人公は市民だと、市民こそが市政の主人公だという政治信条を披瀝し、その後の当選後のこの市議会においても、しばしば市民が主人公だと、このように答弁をしているところであります。そういう政治信条に、私は市民に合併の是非をまだ一度も問わないまま、2010年までに合併を検



討するという、一方的に県のヒアリングに対して答えたということは、その政治信条に反するのではないかというふうに私は考えるわけでありますが、これに対する見解、答弁を求めたいと思います。

第3は、市民は、いすみ市が昨年暮れにスタートする、このことによって、今、勝浦市内ではいろいろなまちづくりについての意見が出されています。勝浦の将来についての不安や疑問を持っている方々が今またここへきて出てきています。そして合併に対する住民投票条例の制定などによって、住民の意思を把握したらどうかというような突っ込んだ意見も出されています。あるいは、市長が自立の道をとろうとするならば、市民各層との積極的な懇談による青写真を提示してもらいたいなども出てきているわけであります。いずれにいたしましても、市民に何の説明もないまま独断専行で市町村合併の意思表示は許されないというふうに私は思うものであります。まず市民の意思を尊重して、その上での合併問題だという立場に立つことを私は主張するものでありますが、市長のその点についての姿勢について、見解について答弁を求め、最初の質問を終わります。

○議長（水野正美君）午後2時まで休憩いたします。

午後1時42分 休憩

○

午後2時00分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から答弁を求めます。藤平市長。

（市長 藤平輝夫君登壇）

○市長（藤平輝夫君）ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、平成18年度の地方財政計画と勝浦市当初予算の基本点についてのご質問であります。平成18年度の地方財政計画を概観いたしますと、地方財政計画の規模は83兆1,508億円、前年度対比0.7%の減であり、財源不足は8兆7,420億円で、通常収支不足5兆7,044億円、恒久的な減税の実施に伴う減収額3兆346億円については、臨時財政対策債、地方特例交付金等でそれぞれ補てんすることとされております。

また、地方財政の健全化といたしましては、地方財源不足の圧縮、地方債新規発行の減等が示されております。本市の当初予算編成におきまして、地方財政計画との時間差により若干相違するものもありますが、歳入におきましては、先行減税に伴う補てん措置の廃止による地方特例交付金及び地方減税補てん債への影響、また地方交付税における地方単独事業の抑制、定員の純減や給与構造改革等による給与関係経費の抑制等による影響を考慮したものとなり、また、歳出に至っては、児童手当、生活保護費、国民健康保険特別会計繰出金等、社会保障関係費の増加に対応した予算編成となっております。したがって、経常的経費の増加に対応した財源の確保に苦慮したところであります。

次に、国の三位一体改革による補助負担金のマイナス影響についてであります。国の三位一

体の改革につきましては、平成14年6月21日の経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002において、地方行政改革を踏まえ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、望ましい姿と、そこに至る具体的な改革工程を含む改革案を取りまとめ、この改革案において、国庫補助負担金について、改革と展望の期間である平成18年度までに数兆円規模の削減を目指すと同時に、地方交付税の改革を行うとされ、現在に至っております。

平成18年度までの三位一体の改革の姿といたしましては、国庫補助負担金改革で4兆7,000億円、税源移譲で3兆円、臨時財政対策債を含めた交付税改革で5兆1,000億円の抑制を実現するとされております。

そこで、本市における影響を一定の条件のもとに推計いたしますと、国庫補助負担金で2億9,500万円の減収が見込まれ、所得譲与税による税源移譲で2億6,600万円の増収が見込まれるところであります。

また、地方自治体にとりましては、平成12年の分権一括法の施行に始まり、税財源の充実強化、ひいては地方財政の自立に期待したところでありますが、財政再建を中心に議論を進められてきた感はぬぐえません。

今後、事務事業を進めていく上において、必要なサービスを提供できるだけの財政力を持つことが求められるとするならば、ナショナルミニマムとして国が保障すべき水準と責任の範囲等について十分な論議がなされてしかるべきと考えます。

次に、国民健康保険について申し上げます。1点目の国民健康保険税の軽減策についてであります。まず、平成18年度から保険税の軽減割合を6割・4割軽減割合から7割・5割・2割軽減割合に変更しようとする経緯について申し上げます。

本市では、これまで低所得者層の税負担軽減を図るため、勝浦市国民健康保険税条例第13条の規定に基づき、6割・4割軽減を行ってきたところであります。しかし、平成14年の老人保健法の改正により、老人保健の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられ、当時70歳未満であった方は平成19年までは老人保健に移行しませんので、医療の必要性の高い年齢層が国民健康保険に滞留しているため、保険給付費が伸び続けています。このため、平成18年度の保険税率も引き上げざるを得ない状況であり、このまま6割・4割軽減を適用した場合、中間所得層の税負担がますます過重となってしまいます。このようなことから、保険基盤安定制度の有効活用により、より多くの被保険者が保険税の軽減を受けられることとなる7割・5割・2割軽減割合にしようとするものであります。

制度の内容について申し上げますと、7割・5割・2割軽減を行う場合は、応益割合を45%から55%の間に設定する必要がありますので、すべての被保険者の負担がふえることとなりますが、現行の6割軽減を7割に、4割軽減を5割に変更し、新たに2割軽減を設けることにより、軽減対象者がふえ、さらには保険基盤安定繰入金も増額されますことから、その分、ほとんどの所得階層で6割・4割軽減よりも税の引き上げ幅を抑えることができます。

なお、法定外繰出金についてであります。保険基盤安定繰入金が増額されますと、その4分の1を負担する一般会計の負担もふえることとなりますので、一般会計の財政状況等から法定外繰出金については考えておりません。

2点目の資格証明書及び短期被保険者証についてであります。この交付に際しましては、医

療保険制度についてご理解いただけるよう努めるとともに、滞納者の実情及び滞納事案の性質に応じた対応をしており、決して一律には取り扱っておりません。今後におきましても、できるだけ被保険者と接触して実態を把握し、特別の事情の活用を含め、引き続ききめ細かい納税相談、納税指導の徹底を図り、資格証明書及び短期被保険者証のできる限りの解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険について申し上げます。１点目の第３期介護保険事業についてであります。第２期介護保険事業計画期間が本年度で終了することに伴い、介護保険法第１１７条第１項の規定により、新たに平成１８年度から平成２０年度を期間とする第３期介護保険事業計画を策定することになっております。

第２期までの介護保険事業につきましては、要介護者、要支援者を主体に介護サービスの提供及び介護給付等の支援を進めてまいりましたが、この第３期介護保険事業計画につきましては、今般の介護保険制度改正により要介護軽度者に対する新予防給付や特定高齢者に対する介護予防等を実施する地域支援事業及び要介護状態になっても高齢者が住みなれた地域で生活していけるよう、地域密着型サービス等が新たに創設されております。

本市におきましても、これらの介護保険制度の改正を踏まえ、基本健康診査等により介護予防が必要となる特定高齢者を把握し、随時、特定高齢者施策として、運動器機能向上、口腔ケアや栄養改善事業を実施し、介護予防に努めてまいりたいと考えます。

また、今期計画の初年度となります平成１８年度に地域包括支援センター設立のため、十分な調査・検討等、その体制整備を図り、平成１９年度から地域包括支援センターを核に、要介護軽度者の重度化への予防並びに自立改善のため、適切なマネジメントやモニタリングを行い、サービス提供に努めるとともに、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービスを充実させ、高齢者が住み慣れた地域で生きがいある生活が送れるよう努めてまいりたいと考えます。

２点目、介護保険料についてであります。介護保険料につきましては、政令で定める基準に従い、保険料率を定めることとなります。したがって、先ほど申し上げました介護保険制度改正に伴う第３期介護保険事業計画による第１号被保険者の保険料を算出する上で、１つ目として、第２期計画の給付実績や高齢者及び要介護認定者等の推移・検証により将来推計を行い、これをもとに第３期計画期間中の介護給付費等の計画値を積算、２つ目として、新たに地域密着型サービスや地域支援事業の創設に伴う介護給付費及び事業費の積算、３つ目として、保険料の所得段階を現在の５段階から、低所得者層の細分化により６段階に変更、さらに税制改正に伴う保険料の激変緩和措置を平成１８年度から２年間講じること、４つ目として、介護保険事業に対する第１号被保険者の保険料負担率が１８％から１９％と１％増加したこと等を踏まえ、国が示した保険料算定ワークシートにより算定した結果、第３期の計画期間中の介護給付費及び地域支援事業費等の総額は約３６億 ９,８００万円が見込まれ、これに伴う第１号被保険者の保険料負担分は基準月額で ２,８９３円、基準年額で ３万 ４,７００円となり、第２期の基準保険料に対し、月額で ６０４円、率で ２６.４％の値上げ、年額で ７,２００円の増額となります。被保険者の負担軽減を図るため、介護給付費準備基金を第３期計画期間内に ４,１００万円余りを繰り入れ、第３期の第１号被保険者の基準保険料を月額 ２,７０８円、年額 ３万 ２,５００円に設定したいと考えております。

次に、市町村合併について申し上げます。まず２月１６日の新聞報道に関してであります。県が新合併特例法による合併推進基本構想策定に当たり、本年１月に市町村ヒアリング調査を实

施し、その結果を公表した内容の一部だけを取り上げたものであります。その内容は、市町村合併検討の意向等についての中で、新合併特例法下で合併検討の意向を現時点でどう考えるかというものであります。市町村合併につきましては、昨年12月に策定した勝浦市行政改革大綱2005の中でも掲げてありますように、今後5年間、引き続き検討するとしており、新合併特例法下でも調査研究は必要と考えております。

ただ、このヒアリング調査は、まず合併についての基本的な考え方を示すことになっており、勝浦としては、「市内部だけでなく、議会や市民を交え、十分な論議をして慎重に行うことが必要である」と回答しており、この考えは、昨年、県の市町村合併担当課長が来庁し、直接私の考え方を聞かれた際にも同様の考え方をお話ししており、現在においても私の考えは変わっておりません。

なお、市町村合併に関しましては、国、県、近隣市町村の動向を十分注視することはもとより、新合併特例法等に基づく内部的な調査、研究を進めてまいりますが、いずれにいたしましても、市民の意思を尊重することを第1に、議会とも十分協議しながら対処してまいる考えであります。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）最初の地方財政計画と三位一体の問題、これは密接不可分でありますから、両方あわせて再質問させていただきますが、結局、地方財政計画で言っている地方交付税と臨時財政対策債が減ると、しかし地方税がふえると、それで、最初の質問でも言ったように、いってこないんだから、むしろ前年対比では704億円ですか、ふえるんだから、言ってみれば、国の言い分は、そう地方財政に影響はないんだよと、こういうふうに言っているわけですね。ところが、現実には勝浦市の平成18年度の予算を見ると、市税がふえるから国は大丈夫だよと言ってるんだが、その肝心の市税のうちの固定資産税が大幅に減っているわけですから、これでは、国の論拠としている地方税がふえないことには、そこからもう既にして前年対比で予算を組む上で非常に厳しさが勝浦は出てきている。そういう場合に、国は全国をトータル的に見て、そういう地財計画を立てたとしても、勝浦市の特殊な事情、あるいは勝浦ばかりじゃない、郡下の自治体ちょっと聞いてみると、例えば隣の御宿なんかも、町民税はそうふえているものじゃない。大多喜にしても固定資産税の評価替えの年で、このことはなべてやはり前年対比で固定資産税が減額になってきているわけですね。だから、そういうところも含めて、国や、総務省や、あるいは県当局、ここにおりてくる地方交付税交付金、特別交付税にしても、そういうものについて、やはり配慮をさせると。国が言ってるんだから、そういう国の論拠は現実に崩れるわけだから、勝浦市の財源構成から見れば。その分はやっぱりよこせというようなことで、強く私は主張していく必要があるんじゃないか。その主張は通さないと言ったら、それはおかしいよという話になるわけですから。国が言っている財源組み立ての論理が崩れちゃうんだから、現実に。そういう点はどう考えるのか。ぜひ、その点についてお尋ねをしておきたい。

それから、三位一体改革はいかなるものかと、かなり漠然とした質問で申しわけなかったが、これに対しては、ナショナルミニマムに基づいて国が払うべきものは払わなきゃいけないんだという立場をとってくれているんでね、今、そういう答弁いただいたんで非常に心強く思うんだが、やはりその点は、改革、改革といって、税源移譲だ、権限移譲だと言っているながら、仕事ばかりふやして肝心の現ナマをよこさない。税源移譲だと言いながら、特に小規模自治体には、これ

は私だけじゃなくて、みんなそういう主張はしているところですが、特に小規模自治体などについては、今言ったように税収は上がらないわけですから、そういう点で、全く国が、つまり小泉さんが絵にかいたものと、実態では全く乖離しちゃっていると。冗談じゃないという話になるわけだから、そういう点をやはり具体的に、我が勝浦市の財政の事実をもって国や県に強く要求していくということをぜひやってもらいたいと思うんですが、この点についてもあわせて伺っておきたいと思います。

それから、国保の関係ですが、確かに今、低所得者に対する6割・4割の軽減措置を新年度から7割・5割・2割というような軽減措置にすると。そのことによって、どの階層をとっても若干の前年対比で軽減が図られると、こう言ってるんですね。確かに数字ではそういうふうなことが見られます。この近隣では、東金市で7割・5割・2割の方式をとるということが報道されて、17年度でやりたいんだけど、しかし、これはもろ刃の剣でありまして、一面で確かに6割・4割の軽減策が7割・5割・2割という軽減策になるから、軽減される人がふえるかもしれない。しかし、もう一面では、応能と応益の保険税を限りなく5割・5割にしろというのが国の方法なんですね。さっきの答弁でもあったように、応益割合を最低45%、そして応能割合を55%、この範囲内で限りなく、一番理想は5割・5割だということを言っているわけです。そうすれば、7割・5割・2割の削減率でいいですよ。しかも安定化基金もあげますよ、財源もあげましょうというんで、あめとむちでやってきてるんだが、しかし、そうすると、結局、仕組みの上では、つまり応益率というのは均等割、平等割ですから、あまねく利益を受けるんだから、低所得者も高所得者もないと。均等割、平等割は一律ですから。そうすると、年間1,000万円の所得がある人と、100万しか所得のない人でも、均等割、平等割の額は同じですから、これは結局、低所得層にはね返りが大きくなるという、そういう隘路があるわけですね。だから、その辺の兼ね合いを十分見てもらわないと、そういうふうになら、市長は答弁したけれども、その辺どうなんだと。今年度はそういくかもしれないけれども、来年度以降どうなっていくんだと、そういう見通しも含めて予算立てしてもらわないといけないと思うんですが、そういう点についてはどういうふうに考えているのか、その点についてお答えをいただきたいと思います。

それから、さっき千葉市の肺がんで死んじゃったという人の例なんですけど、千葉市は紋切り型で、その人はたまたま銀行で落としていくシステムをとっていたと。10回払いのところ、8回まで払って、あとの2回分が払わないと。銀行で落ちないと。市はそれを見て、面談もくそもない、はい、滞納してるからというんで、しゃくし定規で資格書をばっと発行しちゃったと、こういう実例があったんですね。勝浦市は再々の答弁の中で、そういうことはしませんよと、こう言ってるんだが、でも、今年度は、さっきも一般質問で言ったようにふえてるんですね、短期保険証も資格書も。確かに滞納1年以上している人に対する資格書だと、ちゃんと払っている人との税の公平性があるんだよと言うかもしれないけれども、払う能力があつて払わない人、これはもう論外ですけども、これはもう何が何でも払ってもらわなきゃいけないんですけども、そうでない、前年度の所得で今年度申告するといったって、去年まで所得があつたけれども、たまたまことしになって正月から3月の間で大病しちゃったり、その他リストラ受けちゃったり、無一文になっちゃったら払えないんだよね、前年度の所得で計算されるから。そういう人だっているわけで、その辺のところをもう一度繰り返して、毎度毎度、兎安、おまえは同じことばかり聞かないかと言うかもしれないけど、本当に命にかかわるところですから、保険証というのは。

具体的に、そうは言ってもふえてきている中で、一人一人の被保険者の実態を本当に分析、把握してるんですか、これをお聞きしたい。全部。

さっき言いましたね、私。勝浦市では 滞納者が845世帯、そのうち短期が 120人で14.2%、資格書が 105人、合わせて 225世帯について、これは本当に一人一人吟味して、いなくなっちゃったのもいるでしょう、それはそれとして、本当に吟味して、なるほど、これじゃ払えないなといった場合の措置を、でも1年以上払ってないから資格書だよとしちゃうのか。それとも本当に特別にそこに理由があるときの項を適用させて、市長がそれを認めたときという項を減額措置、あるいは免除措置を適用させて、そこを適用していくのかという、そういう姿勢に立つか、立たないかでえらい違ってくるというように思うんだが、具体的にどうなのか、その辺、努力しますとか、これからも一層対面してヒアリングして、なるべく減らしていきたいという一般論じゃなくて、もう少し具体的に答弁をいただきたい。その点についてお答えをいただきたいと思います。

それから、介護保険ですが、1つは保険料の関係ですが、国保会計の財政調整基金がゼロというのと違って、介護保険の基金はかなり持っているというふうに、私、そういう把握してるんですが、現時点で基金をどのぐらい持っているのかということをも1つお聞きしたいことと、もう一つは、その上に立って、やはり値上げ分が今、答弁されましたが、何百円の話ですから、数が多いと言えば多いんですけど、この辺は、18年度以降4年間ですけれども、少なくとも前期と同じ程度の基準額でいくという方向にならないのか。なぜかという、いわゆる新しく予防給付は2年間の猶予期間があるから、勝浦市は平成18年度で準備して平成19年度からやるんだと、こう言っているけれども、猶予期間のない、待ったなしのすべての市町村がこの4月から地域支援事業というのをやっていくわけですから、そうなってくれば、あるいは新予防給付の関係も来年度以降やるということになっていけば、そこで予防ということでごうっと進んでいくわけですから。そうすると、介護を受ける、いわゆるサービスを受ける人も当然、理屈の上では少なくなっていくわけですよ。諸施策を展開するわけですから。そうすれば、やはりもう少し減額したって、それは賄っていけるというふうに私は踏んでいるんだが、その点についての答弁をいただきたい。

あわせてもう一点は、この4月からもう始まるんですから、これは待ったなしで、地域支援事業、これは人的配置も含めて、これは条例で出てきているから、そっちでやれと言われればそれまでだけど、1点だけ、改正点と、どういう事業として4月1日からスタートさせようとしているのか、基本点だけ答弁をいただいております。

2回目の最後に、市町村合併の問題であります。そういうふうに市長おっしゃるんなら、私、幾つか再質問せざるを得ないんですが、ちょっと歴史的に、歴史的って大げさですけど、振り返ってみますと、平成14年3月勝浦市議会、3月4日から始まった市長の行政報告が、「初めに市町村合併について申し上げます。市町村合併につきましては、人口が減る一方で市民の行政に対するニーズの高まり、また財政力等を考慮すると、避けて通れない緊急の課題になっております」、こう言ってるんですね。「夷隅郡市におきましても、昨年末から夷隅郡町村会、議長会が勉強会を行うなど、合併への意欲を表明しているところであり、当市におきましても去る2月5日、議員各位の出席のもと合併に係る勉強会を開催したところであります。その後、夷隅郡町村会から当市を含め、一体として合併について検討したいとの意向が示されたところであります。今後の対応につきましては、来る3月12日予定される関係首長等の会議で合併検討の意思統一

の確認がなされれば、当市がリーダーシップをとってこれを検討し、住民の意思を十分尊重の上、推進していきたいと考えているところでもあります」と、行政報告ではっきり言っている。まず、こういう立場に市長は立たれたわけですね。

ところが、これはその後の平成15年9月30日付の千葉日報であります、「夷隅郡市6市町合併構想ご破算、法定協解散、首長会議で合意」というような見出しで出てるんですが、それによると、「議会で請願が採択され、離脱せざるを得なくなった。迷惑をかけるが、一たん白紙に戻すのが望ましい」と5町長に理解を市長は求めて、最終的に記者会見の中で、「今後の方針については、我慢するところは我慢し、削るところは削って市政運営に臨みたい」と話した。しかし、同じ目標を持つ町があれば話し合うと含みを残したという報道がされた。しかし、一応ここでは削るところは削り、そして我慢するところは我慢して、言いかえれば、まちづくりをしていくんだということが記者会見で正式にコメントされている。

その後、今度は平成16年、次の年の1月21日付の各紙、朝日、千葉日報、毎日、サンケイ、東京新聞、すべてで、「勝浦市長が御宿町長に合併検討申し入れ」、言い方は若干ずつあるが、その次の年に、しかもそれは1月だ、勝浦市は御宿町に市町村合併しないかとラブコールを送ったと。そういう流れにきております。

それで、今回、先ほど市長は、私は一貫してこの問題に対するスタンスに変わりはない、こう言ってるが、法定期間内に、これは設問は、新合併特例法下での合併検討の意向について、現時点での合併検討の意向について番号に丸印をつけてくださいと。1つ、できるだけ早期に、2つ、二、三年後までに、3つ、法定期間内に、4つ、期間にこだわらず、こうなって、勝浦市は3つ目の法定期間内、つまりあと2年後までに合併検討の意向ですから、合併を前提とした検討なんだ、これは。合併検討の意向だから。というふうに2年の間にやりたいんだと、こういうことなんですね。

それには前提があるんだと。新聞報道は片言隻句というか、断片的なものをそこに出したにすぎないと言っているけれども、私は、このヒアリング調書について、インターネットで全部公開されているから、とれば、県下の全市町村のヒアリングが全部出ておりますが、ここで、将来ビジョン基本方針についてというのがまず最初のあれなんですけれども、県では分権型社会への転換のために基礎自治体の自立性、総合性の向上が必要であり云々とかちやごちや言って、千葉県市町村合併推進審議会第1回会議説明、ページ1から5を参照、この県の考え方に対する貴市町村の意見をご記入くださいというところで、市はこう言っている。「分権型社会への転換が進む中、県では合併は行政コスト削減の手段ではなく」、空々しくこう言ってるんだ、県はね。合併は行政コスト削減の手段ではないんだと。基礎自治体の進化のための有効な手段だと格好いいこと言っちゃって、何のことはない、合併して国県の金を減らすだけの話なのに、こんな格好いいこと言い出してるんだけど、「社会経済状況、市町村を取り巻く環境等、大きく変化する中で、地域のことは地域みずから決定し、責任を持つ自立した地域社会を構築していくことは必要であります。これらを実現していくために市町村合併は有効な手段でありますので、市としても市内部だけではなく、議会や市民を交え、十分な論議をして慎重に行うことが必要と考えている」、確かにこれを言ってるんだね、市長は。こういうふうな前提があって、この設問に私は答えたんだと、こう言ってるんだが、この前提は、市としても市内部だけでなく、議会や市民を交えて十分な議論をして慎重にやるんだと。一方で今度はこっちの設問になると、法定期間内に合併検討

をしていきたいと、こう言ってるんだから矛盾しちゃうんだね。どこが本心なのか。私は先ほど言ったように、行政報告ではリーダーシップをとって、緊急の課題だから、勝浦市の進むべき道はこれしかないんだとまで言っている趣旨ですよ。緊急の課題だからリーダーシップをとってやるんだと言って、今度は、請願が採択されて、離脱せざるを得ないと言って、その次の年に御宿さん合併しましょうよと言って、今度は、この回答がこう出てきたと。どれがスタンスなんだと。

日本共産党と私の立場は、合併するか、しないかは有権者の意思決定によるという立場を一貫してとっています。我が党の政策的見地は、今、国がやってきている合併推進というのは、それはいただけない。これは道州制に導く地ならしだと、早くから言っていたら、とうとう本音を出して、道州制導入を地方制度審議会、小泉さんの私的諮問機関が答申出した。そうしたら今度は一斉に、北海道をモデルケースとして、現行の地方自治法を改正までして、北海道を州として試験的に実験的にやろうじゃないかという話もできちゃっている。そうしたら、何を血迷ったか、全国の県知事のうちの半分以上が賛成だと、こうきているわけですね。自分の立場はなくなっちゃう。県知事なんか要らないんですから、道州制になれば。ところが、ある県知事は、しっかりした県知事もいるんだ、中にはね。結局、基礎自治体づくりの市町村を大編成するねらいが明らかになって、これでは地方自治体の体をなさない。そして余りにも大き過ぎる、広域過ぎる。憲法で保障されている地方自治という、その条文との関係がどうなるんだという、島根ですか、あっちの方の県知事が言っている、さすがに。

話が長くなって申しわけないが、そういうことですから私は今の合併はいただけないんだが、しかし、そうであっても、市民が、でも合併しようよと言うんなら、それは市民が決めることだから、それがどうのこうの言う話じゃないんですけど、しかし、その前提として行政や議会があれだけ請願が出たときに、もっと選択肢があるじゃないか、ひざ詰めで全地域、夜も昼もわたって精力的に行って、今ここにビラ持ってきて、板橋さんを連絡先にして、ビラ見て懐かしがってちゃいけないんですけど、徹底的というか、本当に論議した。そういうことを、じゃあ、今、市長が言うんなら、市民を交えた、庁舎内だけではなくて、やるというんなら、どうしてもっと今やらないんだということなんです。

去年の暮れあたりに請願者の一人から市長に意見書というのが出されてませんか。今ずうっと言ってきて、それも聞きたいところです。意見書としてある請願者の一人がこういう提案をしている。私、これを全面的に肯定しているという意味じゃないですよ。1市2町の協力関係を強化する。つまり、勝浦市と御宿町と大多喜町。ここに、いすみ市発足に伴い、いすみ市以外の夷隅郡市町、勝浦市、大多喜町、御宿町が今後の事業活動において、現在行っている事業で共有できる事業に関しては定期的な話し合いの場を持ち、もしくは広域事業組合、まあ事務組合だと思うんですけど、というような組織を確立して、これに協力、参加する。また、共同事業も積極的に展開し、各市町の歳出軽減、歳入増加を図る云々と。4項目ね。それから、市民と緊密な意思疎通を図る、これが5項目出してます。その中には、市長直通のインターネットメールの開設とか、住民の目安箱の設置とか、地域職業別、商店主、漁業組合、JA等、産業別の、特に若者たちとの定期的集会や懇談の開催、あるいは勝浦市に住む新住民、リタイアし、勝浦に居住し、移動してきた方、別荘に長期住む方などとの意見を聞くとか、市長の私的諮問機関として勝浦活性化委員会（仮称）などを設置する。



こういうことをやったらどうですかという意見書出てると思うんです。出てなければいいですけど。私はそういうふう聞いてるんだが、そういうこととか、さっき市民が出してたというのは、意見もいろいろ今出てるんですよ。本当に心配して。このままでいいのかな。次から次に南房総市だとか、やれ山武市だとか、いすみ市だとか。いすみ市、いろいろ聞いてみると、大変な事態になっているそうですね。余談ですけど。中がめちゃくちゃ、人のまちだからいいですけども、とにかくてんやわんやだそうですね。それは余談です。市民は周りでそういう市ができてきているものですから、勝浦市は大丈夫なのかね、いいのかねという声が出てきてるんですよ。今、それをやらずしてどうなんだということを私は言いたいんだが、あわせて、その意見書来てるかということ、その考え方をお聞きしたい。

それから、合併問題では、もう一つ、私はこれは大変だなと思っているのは、こういう設問もあるんですね。「貴市町村において中長期的に見込まれる課題は何ですか。また、どのように対応する方針ですか」ということが設問として上げられているんです。そうしたら、市はこう答えてるんだな。これはもっともですよ。特に学校は災害時の避難所等ともなるために、学校自体、子供たちの学舎ですから、耐震補強工事が必要なんだけれども、順次改善していくんだが、財源確保が非常に課題だと。そのとおりですね。それはいい。しかし、勝浦駅北口18ヘクタール問題について、これも課題なんだ。市では都市計画に基づいて、これは公表されていることですから、北口開発事業を実施計画しているが、実施に必要な財源の見通しも立たない状況にある。財源見通しはないよと。そこで、中長期的な財政見通しを、これらの対応策として財政見通しを行って、この見通しによる財源不足の解消策を盛り込んだ勝浦市財政健全化計画を平成17年度中に、あと半月ですね、策定し、この計画に沿った着実な実行が不可欠となる。つまり、財政健全化計画を立てることは不可欠だと、これ抜きにしては勝浦市の財政運営はないと、こう言ってるんですね。北口開発はとても見通しは立たない、こう言っている。この辺についてはどういうつもりとかね、財政健全化計画はもう今の時点でできてるでしょう、1月にこれ改正したんだからね。できてるんだろうと思うんだけど、その点についてお伺いしたい。不可欠だと言ってるんだから。

その前のページで、貴市町村における重要施策、政策的に重要施策として位置づけているものや、他市町との連携が不可欠で、これしかないという意味ですよ、不可欠というのは。広域的に対応すべき課題、それに対応するための課題は何ですか。また、どのように対応する方針ですかということについて、文化会館、財源、用地確保が課題であり、そのうち北口開発そのものの実施の見通しが立たないから、これはどうしようもないということです。ごみ・し尿処理施設。ごみもし尿処理施設も広域的に対応するのが課題だと。し尿については独自で実施しているが、財政的にも広域的な対応が必要だと、こういう立場に立っている。学校給食共同調理場、さっきも出てたけれども、財源が課題であり、広域的対応も課題である。現有施設の老朽化から建てかえが必要な時期にあるが、少子化にあり、近隣町との共同運営も視野に入れた検討も必要だと、こういうふうに言っているんですね。

私、ちょっと気になったんだけど、勝浦市総合開発審議会の2001年から2010年までの総合計画、これ、総合開発審議会ばかりじゃなくて、介護保険運営協議会、老人保健福祉計画策定委員会など、いろいろなところで今、見直しが図られているんだが、これが今やっているところですね。もうじきでき上がる。これとの関係で、私はちょっと気になったんだが、この点について、どういう考え方でこれは県に対して回答しているのかということなんです。関連し

ちゃって申しわけないんだが、ぜひお聞きしておきたい。道州制についても一定の見解が出されているが、これは道州制を肯定している立場で書いてあるんですけど、それは省きますけれども、そういう状況にあるというところですよ。

ところが、今、市長が答弁の中で、市内だけではなくて、このヒアリングでも言っている、市内だけではなくて、あまねく広く議会や市民の中に入っていっていろいろ聞いて、そして方針を立てるんだと、こう言っているけれども、それはいつからやるんですか。合併するかしないかは別としても、市民の意向を聞いたり、あるいは、例えば市長が住民投票をやりたいんだと、そして住民の意思を酌み取って、その立場に立ってまちづくりを進めていきたいんだと、こういうことできちとしたスタンスに立って、確固として揺るぎない、こういう立場に立ってやるとするならば、一つ、住民投票をやるんだって、三月や半年じゃなかなかいきませんよ。もう既に始めて始めなければ、条例化しなきゃいけない、そして準備期間も置かなきゃいけない、いろんな困難をクリアしていかなきゃいけない。もうすぐ始めたって、これはなかなか時間のかかることだと思います。だから私は、やはり今この時期、いろんな意味でこの時期ですね。来年は一斉地方選挙の年ですが、その前に2月に市長選が予定されています。予算説明でも選挙費が計上されてきているわけです。そういう時期にもある中で、やっぱり市民に投げかけていくということが今の時期、私はタイムリーじゃないか。タイムリーというか、今の時期からきちっと始めるべきではないかというふうに思うんだが、その点について市長の見解を伺っておきたい。合併問題では3点ほど言ったかな。以上です。

○議長（水野正美君） 3時10分まで休憩いたします。

午後2時56分 休憩

○

午後3時10分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 合併の問題ですけれども、私は、私の考えにぶれはないと今でも思っております。あくまでも県の問い合わせについては研究、調査をするということ、それは私は合併については必要だというふうに考えております。それと同時に、今、私たちが合併について市民に意見を求める、あるいは住民投票云々と、私はまだそのときではない、そこまで何らの事態の進展はないと。新しい進展はないと。ただ、議会において選択肢をもっと考えろという請願が出まして、それを採択し、それによって法定協を離脱し、私の範囲内での考えである隣の町同士に合併について検討しませんかという申し出をした、そういういきさつであります。したがって私は、何ら市民の意向を飛び越えて自分自身でこの問題を推進しようという判断で動いた経緯はありませんし、今後ともその問題が具体化し、また、その問題を具体化すべきときは、議会の皆さんにも意見をお尋ねしながら、また広く意見を聴取して進めていきたい。そして誤りのない方策をもって進んでいきたい、そういうふうに考えております。したがって、いささかも、市をいい加減

なところで売っちゃおうとか、市民を裏切っちゃおうとか、そういうような軽はずみな考えは一切ございませんので、ひとつ今後ともよろしくご指導いただきたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君）次に、関市民課長。

○市民課長（関 重夫君）お答えいたします。保険税の軽減策であります7割・5割・2割軽減についてでありますけれども、議員おっしゃるとおり、応益割合を45から55%の間にする必要があるということで、今回の当初予算につきましては、医療分の応益割合を49.33%として見たところであります。このため、限度額以外の世帯につきましては、すべて税が一たんは上がることになります。しかし、逆に軽減割合及び対象者もふえるということになります。その分、補てん財源となります保険基盤安定繰入金、これが6・4に比較いたしますと5,199万3,000円、約5,200万円ほど多く入ってきます。その分、税負担が減るということで、中間所得者層においても全体の税が下がりますので、税負担も下がってくるということになります。

それと、来年度以降の見通しということでございますけれども、高齢化の進展に伴いまして、給付費につきましては、通常であれば当然伸びてくるというふうに予想しておりますが、現在、国会で審議中の医療制度改革、この影響がどの程度出るものか、現時点では積算が困難な状況でございます。したがって、7割・5割軽減につきましては、現時点では来年度以降も引き続き続けていく方向になるというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、滝本収納課長。

○収納課長（滝本幸三君）それでは、私の方から、資格証明書及び短期被保険者証について申し上げます。先ほど議員申しましたように、平成17年12月1日現在の滞納状況について改めて申し上げますと、被保険者世帯5,285世帯、滞納世帯845世帯、この滞納割合が16.0%ということであります。国におきましては、国の平均は18.9%、県が22.2%という状況であります。それから、これも先ほど申しましたとおり、平成17年12月1日現在、資格証明書105世帯、短期被保険者証120世帯、合計で225世帯というような状況であります。交付割合につきましては、資格証明書が12.4%、短期保険証が14.2%、これを合計いたしますと26.6%というような状況でございます。ちなみに2月末現在、直近ですが、資格証明書97世帯ということで、8世帯減っております。

それから、資格証明書の交付実態、この分析ということになりますと、この理由別内訳、私もでは6項目について区分けしてございます。まず1項目目が、分納誓約するが全く不履行。2点目が、納税相談し、次回の分納誓約の約束をしても都合をつけてくれない。3、文書通知、電話連絡で相談約束をするも不履行。4として不在多く、文書通知、本人へ連絡しても無視される。5、納税交渉するも、納税観念の希薄な者。6として、十分な担税能力及び支払能力があるにもかかわらず、支払わない悪質な滞納者というような区分け分析をしております。特に納税観念希薄な者の中には、医者にかからないから払わないというような者、それから、税を払うなら10割でよいと、このような考え方が臨戸徴収の現場に声としてあります。

それから、払いたくても払えない方がいるのではないかというお話もございますが、これらの方については、先ほど市長答弁にもありましたように、特別の事情に関する届け出、あるいは弁明書、そのほかに、これは私どもの所管事務ではありませんけれども、保険税の申請免除、こういう制度によって、保険証を出すというようなことをしております。

ちなみに、このままですと資格書になってしまうが、特別な事情によって、現在、7世帯へ通

常の保険証を交付しております。最近、生活保護というのも増加傾向にあるようで、平成17年度実績でも10世帯が生活保護という実績が出ております。

1年未満の滞納者にはどうかというお話もあるかと思いますが、現在、来年度に向けた資格証明書の発行事務を行っております。これはコンピューターによりまして1年以上の滞納者についてリストアップするわけでありますが、この数字を見ますと、今年度は338名が1年以上の滞納者としてリストアップされたわけでありまして。ただ、この中から、今まで分納という形で途切れることなくきていた短期の方を除きますと262名。来年度に向けた通知を262名の方にしたわけでありまして。これはこのままですと資格証明書になってしまいますよという形なわけですが、先週の1週間、期間を設けまして、納税相談、特別な事情、弁明等々、届け出をそういう方にはしていただきたいという届け出通知をしております。

また、老人保健対象者、具体的には昭和7年5月30日以前に生まれた方については適用除外ということで、保険証が無条件に交付されるようになっております。もちろん、この方は除いてございます。

また、短期の者はどのようなときに出すのかということですが、これも3点に分類させていただいております。納税相談及び分納誓約をしている。これは履行状況を一定期間見るといような状況から、このような形をとっております。2点目として、納税者が自主的に分割納付をしている。3点目として、接触の機会が余りなく、一定期間税をためて徴収するといような中で、接触の機会を持つためということで、基本的にはこのような考え方で短期の方に交付しております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君）お答えいたします。介護給付費準備基金の状況についてでございますが、当初予算で2,373万円、今3月補正で796万6,000円の繰り入れをいたす予定でございますが、17年度末現在、1億889万3,000円と見込んでおります。

次に、第2次介護保険事業期間の保険料を据え置くことができないのかというご質問でございますが、第2期計画の段階におきまして保険料を2,355円と計画されましたが、1,500万円の基金を繰り入れ、第1期保険料の2,289円に据え置きました。しかし、この第2期基本計画期間、平成15年度から平成17年度の間に約4,500万円の基金を繰り入れる状況であり、現行保険料では第3期事業計画期間の運営はできないものと思われ、今回、基準保険料を2,708円に値上げせざるを得ないものと考えます。

地域支援事業につきましては、本年4月1日からスタートすることになりますが、介護予防につきましては、高齢者福祉施策を中心に行っております福祉事務所と十分協議、連携を図り、地域住民の健康づくりや介護予防意識の高揚が必要なため、平成18年度から地域支援事業における介護予防事業の中で積極的に実施するとともに、最も重要な住民相互の支え合いや地域支援ネットワークの構築に向けて在宅介護支援センターを初め、地域関係組織や団体等と連携を図ってまいりたいと考えております。

また、特定高齢者施策といたしましては、先ほど市長の答弁で申し上げましたように、基本健診等により介護予防が必要となる特定高齢者を把握し、運動器機能向上、口腔ケア、栄養改善事業等を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、植村財政課長。

○財政課長（植村 章君）お答えいたします。まず税の関係でございますけども、議員ご指摘のとおり、地方財政計画によりますと、地方税は34兆 8,983億円、これが平成18年度です。これに対する平成17年度が33兆 3,189億円、増減額で1兆 5,794億円の増ということです。率にいたしますと4.7%ということで地方財政計画上は歳入で見込まれておりますけども、勝浦市におきましては、個人市民税の方では約6,500万円ほど伸びましたけども、固定資産税の方で土地の評価替え等によりまして7,500万円、差し引きまして税全体では約1,300万円の減ということになっております。小規模な市町村におきましては、税制改正等がありまして逆に固定資産税等の仕組みによって減額になるような傾向にあります。

それから、三位一体の改革でございますけども、平成18年度におけることしの影響でございますけども、まず国庫補助金につきましては、約4,300万円の減、それから税源移譲のところで約6,400万円の増、それから地方交付税の方で約8,000万円の減、それから臨時財政対策債、約2,900万円の減ということで、総額で、今のところ、勝浦市に与える影響額につきましては、約8,800万円の影響が出るように見通しております。いずれにいたしましても、この三位一体の改革による本市の財政に与える影響は大きなものと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）県の合併推進の構想策定にかかわる市町村のヒアリング関係に関連してありますが、議員ご指摘のように、このヒアリング関係は昨年12月に県の市町村合併推進室の方により行われたものであります。内容等については、議員が何項目か代表的なものを申し上げてましたけれども、全部で17項目にわたる内容であります。その中に市町村の課題等につきましては、1つが人口高齢化の見通しとその影響、さらには重要施策の件、さらには中長期的に見込まれる課題等々、合わせて17項目ございます。中で、ご指摘のありました重要施策の関係、一応、記入例ということで、3項目、文化会館、あるいはごみ・し尿処理施設、学校給食共同調理場の関係的なものを列挙させていただきました。ただ、ご指摘のように、対応方針等で市のその後の後期基本計画等の乖離があるのではないかなというふうなお話もございます。12月にヒアリングを受けた後、正式には3月に後期基本計画が正式決定されるというふうに伺っておりますが、それがされた段階には、当然、今後、その後期基本計画に基づいた対応をしていくべきというような基本的な考えは持っております。

それから、中期的な課題等の中で、何点かお話がございました。学校施設の老朽化に伴う改修等の財源確保の問題、あるいは北口の開発に伴う財源の見通し等、何点か掲げてございます。いずれにいたしましても、中長期的な財源見通しを行った上で、この見通しによる財源不足を解消する、いわゆる解消策であります。勝浦市財政健全化計画は昨年10月に計画策定をしております。ことしの1月の広報にその概要等についても公表してございますが、いずれにしろ中長期的な財政確保等につきましては、この財政健全化計画に沿った形で実行していくことが必要だというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君）再質問の答弁、最初に合併問題から市長が答弁したので、それに対して再々質問させていただきますが、私は何も市長が市民を裏切るとか何とかということを言っているわけじゃない。ただ、先ほどから流れでる言いましたように、過去の発言をとって痛めつけるとか、そういうつもりはないんだが、ただ、そんなに古い話ではなくて、平成14年と言えば、

3月だからちょうど4年前の話でね、そこでは合併が緊急の課題となっていると。だから、勝浦市が、当市がリーダーシップをとって、これを検討して、住民の意見も十分尊重の上でという冠はついているけれども、いずれにしても、前段としては緊急の課題なんだと。だから、リーダーシップをとってやっていくんだというところから出発して、請願は立派な住民の意思ですから、私はそれを否定するものではないが、そういうことになってきているんだけれども、今、そのときではないと、こう言っているけれども、具体的に合併するかしないか、さあ、皆さん、どうだと、私も確かにそういうことではないと思いますよ、今の時点で。ただ、前段として、役所は情報も出していると、こう言っているけれども、広報を隅から隅まで毎回必ず見ている人が何%いるかといったら、現実の問題として、それは1回や2回繰り返し出したって、そんなに周知徹底されるものではないというのが今までの、勝浦だけではなくて、メディアの統計上から言っても、実態なんですよ。視聴率が数%あれば、上がった上がったというぐらいの話でしょう、テレビなんか。

事ほどさように、繰り返し繰り返し、市長が懇談会で精力的に各地域の人たちと、あるいは各種団体と話し合ったように、今こそ直接、ひざ詰めも含めて、あるいは文書での情報提供も含めて、やはり市民の中にそういうものを浸透していく、そういう情報を提供していくことが今必要ではないか。その上に立って市民が的確な判断をしてもらうように、そういう環境をつくっていく必要があるんじゃないかということが一番言いたいことなんですよ。

だから、さっき、請願者の中心的なメンバーになっていた人の、そのうちの一人の人も、将来を憂えて、選択肢をもっと広げてくれと、そっちこっちで合併していつているけれども、勝浦市は今ままで静観してていいんかよと、こういう話が象徴的に出てきているわけですよ。ご婦人たちだって、もっと端的に、これでいいの、ごみは今のところ無料で集めてくれているけれども、随分お金がないという話だけれども、大丈夫なのかねと、本当に率直に素朴に聞こえてきてますよ。だから、そういう市民の声が、もちろん私が聞こえてくるぐらいだから、市長にはもっと、そういう意味での声は入っているはずですよ。だから、そういう点で、すぐ合併、是か非かの話ではなくて、そういう情報をどんどん、勝浦市はこういうふうにやっていくんだよ、とりあえずこうやっていくんだよということを、ぜひもっともっと出してもらいたいということを言っているわけですよ。その点についてどう考えるのか。いや、そんな必要はないよ、今のままでいいんだというんなら、まあ、それはそういう考えだからやむを得ませんが、その点についてもう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、順序がいろいろしますが、介護保険ですが、そうすると、結局、地域密着型の、いわゆる地域支援ですか、4月1日から始まろうとしている地域支援事業というのは、今までやってきた事業を名前を変えて、福祉事務所と協力しながら新年度予算に盛り込んだやつを、健康診断とか、その他をちょちゃっとするのは失礼だけれども、まあ、それをやっていくんですよということなのかね。それだったら、改めて何も介護保険法改正したりして大げさなことを国が言っているけれども、そんなものは変えなくて、むしろホテルコスト、それから障害者支援法なんかも、新たに受益者負担を導入したり、そんなものやってくれなかった方がよっぽどよかったという話になっちゃうわけですよ。金は余分にとるわ、やってくれることは今までと同じだという話になっちゃうわけです。

だから、そういう点で、例えば地域密着型の話ですけどね、勝浦市の場合は、介護保険の素案

で、これはあんまり立ち入っちゃうと、そっちの条例の方の話食っちゃうというおしかり受けるかもしれないけども、勝浦市という地域は、人口規模から言っても、そんなに広くないから、総合的に判断して、生活圏域は1カ所に設定するんだと、こう言ってますね。だけど、私は、勝浦市の生活圏域、地域型といったら、大きく分けて、やっぱり山の手と海岸線という、少なくとも全然違いますよ、市民の意識。もちろん職業も、1次産業でも農業と水産業の俗に言う気風とか、思考、発想、生活様式、まるっきり違いますよ。そういう中で、食べ物だって、今、平準化しているとはいいながらも、昔ほどじゃないとはいいながらも、みんな同じスーパーのものを買ってきているよといいながらも、それはそれ、生産者ですから、農産物と海産物の日常の食べ方は違っているんであって、一つ市民の、それこそ勝浦市は県下一の一人当たりの医療費の高いところだと。その要因は脳溢血関係、血管切れる関係の病気で高額医療費が断トツに多いと言っているけれども、それは食べ物とか、そういうもので決定的に決まってくるわけでしょう。

だから、そういうことからすれば、健康診断や、あるいはリハビリや、あるいはストレッチとか、いろいろ入ってくるそうですけれども、そういうものも含めて、もう少し細分化した地域支援という形にする必要があるんじゃないかと思うんですよ。そういうことを踏まえたならば、この4月1日からやっていこうとしているんなら、本当にもうてんやわんやの大騒ぎになってるんじゃないかなと思ってのんだけど、それほどでもないな、4月1日からスムーズに新たな事業がするっと進んでいくと、担務の配置も含めて、いくのかなと私は疑問に思ってるんですけど、もう少し具体的に、その辺のところ、どういうふうに発車していこうとしているのか、答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、国保ですが、7割・5割・2割の関係ですが、たしか2割の減額措置というのは、これは黙っててもやってくれるんじゃないかと、申請主義だと思うんですね。申告して初めて2割減額が適用されるというふうに聞いております。そうなってくると、2割があるから皆さん来なさいよ、来なさいよと鳴り物入りで周知するということもいがかと思うんだけど、しかし、これだって、知らない人は知らないで、幾ら広報で今度そうになりましたよって1回流したからって、それはなかなか理解できませんよ。そういった場合に、そういう漏れが出ないように、2割減額が適用される層に対して、どう周知してあげるかということについて、やっぱり相当考えてもらって、工夫してもらって周知してもらわなければいけないんだけど、その点についてはどういうふうに考えているのか、それもお尋ねしておきたい。

それから、予算立ての段階では相当税として値上げしてるんだけど、7月の本算定で、今の当初予算では、医療費の改定部分について織り込んでないと。7月の本算定の段階でそれが織り込まれるということになると、今度は医療費下がったり、診療所なんかは点数下がっちゃうわけだから、診療所経営自体は大変になるかもしれないけども、患者についてはよくなるんだけど、それらを含めて、この3月に予算立てした段階での税と、7月の税でどっちが上がっちゃうのか。私は当然下がってくるだろうというふうに、改定は医療費下がるんですから、そういうふうに見てるんだが、見通しについてはどうなのか、その辺についてもお尋ねしたい。

最後に、それがあったとしても、私はやはり法定の減免の予算立てしかしてない今度の予算書なんだけれども、やはり私は一般会計の中からでも、例え幾らでも、それを投入しながら、さらに減免を図っていく。介護保険でも同じですけども、という点について、これはもう言っても同じ答えしか返ってこないのはわかってますから、強くその点については要望しておきます。以

上で質問を終わります。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）合併について、いい見本ということで議員おっしゃられましたけれども、私はいすみ市のような二の舞だけは絶対にしたくない。そういうような合併は勝浦市の今後にとっては決していい合併ではない。やはり周知し、議員の方々にも了解を得る、そして市民にも同意を求め、そして時間がかかっても、そういう方向で進んでいく。結果として合併特例債が十分利用できないというような羽目にもいすみ市は陥っているわけですから、そういうような浅はかな方法を選択して、将来において誤った方向は行きたくない、そういうことを認識して、今後の指針としていきたい、こう思っております。以上。

○議長（水野正美君）次に、関介護健康課長。

○介護健康課長（関 修君）お答えいたします。地域密着型サービスの設定の上で生活圏域を細分化すべきではないかというご質問でございますが、地域型介護予防、認知症対応型通所介護等の地域密着型の指定でいきますと、サービス提供がその地域に限定された人たちだけのサービスになります。市全域をとらえたサービス提供ができない関係上、勝浦市におきましては、市全域を一つの生活圏域と設定したいと考えております。

それと、介護予防の関係でございますが、平成18年度、平成19年度におきましては、老人保健におけます基本健診に伴いまして生活チェック機能を実施し、その結果に基づいて、特定高齢者に対する介護予防事業を展開していく形となります。平成18年4月からは地域住民の健康づくりや介護予防の意識高揚、そういう関係につきまして、福祉事務所等、地域ネットワーク構築に向けて関係団体と連携を図ってまいりたいと、そういう考え方で進んでおります。以上です。

○議長（水野正美君）次に、関市民課長。

○市民課長（関 重夫君）お答えいたします。まず、1点目の7割・5割・2割軽減のうち、2割軽減の方につきましては、申請主義となっておりますけれども、これらの方の周知につきましては、個別にすべて文書をもって、該当されると思われる方につきまして通知する予定でございます。

2点目の7月の本算定における国民健康保険税の関係でございますけれども、ご存じのように保険税の算定につきましては、給付費の動向のほか、老人保健拠出金、介護納付金、さらには所得の状況など、総合的に判断する必要があります。特に、何度も申し上げますけれども、医療制度改革の第1弾であります診療報酬の改定等につきましては、まだ不透明な面がありますので、現時点で7月の本算定時の保険税を推測することは非常に困難でありますので、本算定時には十分精査したいと考えております。以上です。

---

○

散 会

○議長（水野正美君）以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明3月7日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。



午後 3 時 4 3 分 散会



本日の会議に付した事件

1. 一般質問